

仲小路廉関係文書

今津 敏 晃
松 沢 裕 作
松 田 忍

はじめに

本稿は明治末から大正期にかけて、通信次官、農商務大臣、貴族院議員等を歴任した官僚・政治家、仲小路廉の関係文書の目録および史料紹介である。

本史料群は、仲小路廉の没後、東京広尾の仲小路家から、第二次世界大戦中に廉の長男宣（しめす）の妻の実家である福島県河沼郡八幡村塔寺（現在会津坂下町）の長谷川家に疎開し、戦後は長谷川家の土蔵において保管されてきたものである。一九八〇年代の同家の改築にあたり、相当量の文書が焼却されたと伝えられるが、現存するものがそれ以前に保管されていたもののどの程度に相当するかは不明である。現存する本史料群はその際別置・保存され、以後長谷川家の親族である松沢が保管してきたものであるが、二〇〇一年九月、二〇〇二年十月の二度にわたって調査・マイクロフィルム撮影を実施し、仮目録

の作成を行なった結果、桂園期・大正期の政治史研究に一定の新知見を提供するものであることが判明したため、ここに仮目録および史料群の概要を報告し、あわせて主要史料の翻刻を掲載することとした。

二〇〇一年八月に、松沢は長谷川家の再調査を実施したが、表彰状・記念章類を除いて新たな史料を見出すことはできなかった。史料175～180がこの際の新出史料である。なお、同家物置には「高木兼寛／後藤新平／上山満之進／有松英義／山本達雄／安達謙造／石禅□□／□□藍田□□居士／仲小路廉」と張紙のある木箱が保存されており、焼却以前に書簡類を発信者別に整理して保管していた容器である可能性もあるが、現在は空き箱である。

二〇〇一年九月の調査着手時点で、同史料群は二つの束に分けられダンボール箱に入れて保存されていた。一つは主として書類、もう一方は主として書簡であったが、封筒入か否かという形態的な特徴によって分類されていたものと思われる。史料76までが第一の束に、史料77以降が第二の束に属する。調査に際しては基本的に史料の積み重

ね順に上から通し番号を付した。なお、翻刻にあたっては、旧字を新字に、片仮名を平仮名に直した。

【仲小路廉略歴】

仲小路廉は慶応二（一八六六）年七月三日周防国徳山藩士仲小路休量の次男として生まれた。大阪府立開成中学校英学部卒業後、明治一六（一八八三）年四月一七日に神戸始審裁判所雇となる。明治一九（一八八六）年一〇月に同裁判所書記となり、翌年判検事試験に合格して司法官としてのスタートを切る。以後、洲本治安裁判所判事試験、神戸始審裁判所洲本支庁検事試験、村岡区裁判所検事などを経て、明治二五（一八九二）年東京地方裁判所検事となる。その後、東京控訴院検事、司法省参事官、横浜地方裁判所検事などを歴任し、明治三四（一九〇一）年四月に司法官増俸問題で辞任するまで司法官を務めた。司法官辞任二ヶ月後の六月には第一次桂内閣の通信省官房長官となり、以後また官界に身を置くことになる。その間、明治三二（一八九九）年から明治三三（一九〇〇）年にかけて司法制度調査のためアメリカ・イギリスへ派遣され、その間の様子を『欧米巡遊雜記』としてまとめ、明治三三（一九〇〇）年に出版している。

明治三六（一九〇三）年一月まで通信省に勤めた後、翌年六月に内務省土木局長、一月には内務省警保局長となる。日比谷焼き打ち事件当時の警保局長は仲小路であった。

仲小路が再び通信省に戻ったのは明治三九（一九〇六）年一月に第一次西園寺内閣で通信次官に就任した時であった。以後、第二次桂内閣辞職に際し貴族院議員に勅選されるまで、足かけ六年にわたり同職を務めた。鉄道国有法成立、水力発電事業など、この通信次官時代が

仲小路の人生の中でも最も華々しい活躍を見せた時期といえる。特に第二次桂内閣の通相後藤新平（一八五七―一九二九）とは当初こそ不調和が伝えられたものの、後には強い信頼関係が築かれ、後藤から通信省の事務を一手に任されたとも言われている。なお、この間明治四四（一九一一）年には『欧米近情一斑』を著しており、本文書には同書寄贈に対する礼状が多数含まれている。

さて、第三次桂内閣では農商務大臣に就任するも第一護憲運動によって総辞職にともない辞任した。そして「挙国一致」を目指す桂新党に共鳴した仲小路は立憲同志会創設の運動には参加したが、他の幹部との対立から、後藤新平らとともに結党式前に脱党している。

大正五（一九一六）年一〇月の寺内内閣で再度農商務大臣に就任するが、米価調整策に失敗して米騒動を招いてしまう。そして、米騒動が引き金となった寺内内閣総辞職とともに仲小路も大臣を辞任する。その後は貴族院議員となって議会で活躍する傍ら、新聞などに論稿を發表する。それらは『新旧一新』（紅陽社、一九一九年）などにまとめられている。大正一二（一九二三）年に枢密顧問官となるも大正一三（一九二四）年一月一八日に急死する。享年五九才。

仲小路文書の概略

【内務省関係】

本文中中で内務省時代のものは火薬類及器取締法案の説明資料である史料7-1「火薬類及器取締法案」、史料7-2「火薬類及器取締理由」と、機密費に関する史料9-史料13がある。ここではあまり他では見られない後者について見ていこう。

とあり、史料41の付箋には「この分は聊か蛇足を加へたるものに有之候」とあることから、史料39を元に史料41が書かれたことが判る。意見書の内容は、政党組織が貴衆両院議員を包含したために、衆議院議員によって貴族院の動向が左右される事態に至り、二院制の意義が失われることへの危機感を訴えるものである。これは「民意の代表機関なりと称して衆議院のみを偏重するに於ては勢、他機関の権能を軽視するの結果に陥」とした後藤の認識に通じるものがある。政友会の状況が仲小路の念頭にはあつたと思われるが、この意見書は、仲小路が桂新党を「挙国一致」の手段と考え、「政党政治の受け皿と考えていなかった」という櫻井良樹氏の指摘や「後藤新平、仲小路廉を除き、新党に参加した加藤高明をはじめとする官僚群もおそらく「政界縦断」という点に強く惹かれたのではないかと思われる。」という季武嘉也氏の指摘とも符合する。なお、貴衆両院のバランスの上に議会制度の妙味が發揮されるといふ仲小路の認識は、貴族院議員時代に執筆された「貴族院と其の本領」（一九二〇年八月）、「貴族院の権威を如何」（一九二二年六月）でも示されているが、この貴衆両院の権衡という点は仲小路が諸国家機関の分立性を是とする国家観を有していたことに由来するようである。史料17中には、遠洋航路補助問題に名を借りた大隈内閣批判の一文も記されているが、仲小路のこうした国家観をよく示すので、やや長くなるが、以下引用する。

由來武富通相を始とし現内閣の人々は倨傲尊大其自らを持する事甚だ高く、仮りにも己れ説を異にするものあれば、直に之を指して國務の進捗を妨ぐるものとなし、兎もすれば非国民呼ばりを為すのである。其甚しきに至ては、帝國憲法上國政諮詢の機關たる枢密院に對して迄も、多少自家と意見を異にするものあれば直に外に向つて、

怨声を漏らし、暗に之を排撃せむとするが如き挙動を敢てす。抑も憲法治下に於ては枢密院と云ひ、帝國議會と云ひ、行政官府と相並むで各独立の職責を有す。云ふ迄もなく行政者の從屬に非ず、可否の意見自ら存するは固より当然の事なり、果して然らば此等の機関は、各相干犯せざると共に相互に之れを尊重し、而して其間至公至平の調和を保つは我憲法の一大趣旨にして憲法治下に於ける政治家の政治的一大道義たり。

この他同志会関係では史料34「五月中出勤日割」があるが、これは大正二（一九一三）年五月一日から同月一五日までの常務員、幹事の出勤割当を示したものである。

なお、政党関係ではないが議会に関するものには、史料91がある。これは大正四（一九一五）年六月一三日の『読売新聞』社説「特別議會に於ける貴族院」だが、仲小路の外交意見について評論したものである。貴族院における現下の最重要問題が外交と内政であるとする仲小路の意見を褒め、第二次大隈内閣の外交政策を批判したものである。ただし、仲小路が切り抜き、保存したものか他者が仲小路に切り抜きを送ったものであるかは分からない。

* 1 櫻井良樹『大正政治史の出発』（山川出版社、一九九七年）一八〇頁。

* 2 季武嘉也『大正期の政治構造』（吉川弘文館、一九九八年）一一一頁。

参考文献

「立憲同志会員諸君二質ス」（水沢市立後藤新平記念館所蔵「後藤新平文書」、国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィルム）

機密費の全般的な収支を記したものは史料12「明治三十七年度局長手控」、史料13―1「局長控 明治三十八年度収支調」である。史料13―2「臨時之部局長手控」は機密費中「臨時」に区分されるものの収支を記しているが、末尾には「預金之部」「総預金之部」として機密費の残高について、預金通帳との対照も記されている。その内、「総預金之部」には経常、臨時ともに記してあるが、そこに史料8「小口当座預金通帳」の口座番号である「ぬNo375」が記されている上、「総預金之部」の「引出」の項目に記された「二月一日、一九日、二〇日の数値と同日の通帳からの払戻金額が一致する。このことから、同時期の機密費の管理者が関中敬であり、機密費は同人名義で三井銀行に預けられていたことが判る。関中敬経歴については、国立公文書館所蔵の「叙位裁可書 明治四十二年叙位卷五」に納められた明治四二年までの履歴書によると次の通りである。

文久元（一八六一）年一月一日に武藏国北豊島郡小石川極楽水に生まれる。茨城県土族。明治二二（一八八九）年三月に内務省属警保局長書記となる。明治三〇（一八九七）年七月から明治三一（一九〇九）年一〇月までに監獄局兼務を務めたほか、明治三六（一九〇三）年四月には神聖「スタンラス」第三等勲章を受領され、同年五月に勲八等瑞宝章を授与されている。明治三七（一九〇四）年六月に警保局衛生主任となり、明治三九（一九〇六）年四月に「三十七八年事件」の功績により、七等瑞宝章を授与された。明治四二（一九〇九）年三月三〇日には勤続二〇年以上の由を以て従七位を叙された（一九〇九年三月三一日付『官報』）。

なお、史料10「(予算・支出・残高対照表)」については詳細は不明だが、史料12「明治三十七年度局長手控」と対照した際に次の点が指

摘できる。史料10に記載された「四月ヨリ九月迄ニ支出」の内訳については支出先の府県名と支出金額については史料12の「明治三十七年度府県機密費」に記された配布先、金額と一致する。また、史料10の記載の内、「十、十一ノ支出」内訳については史料12の「明治三十七年度府県機密費」に記された日時、配布先、金額が総て一致する。このことから史料10は一九〇四年の府県機密費に関する文書である可能性を指摘できるが、後考を待ちたい。

その他、史料9「(衆議院議員臨時補欠選挙取締費増額(宮城県一件))」、史料11の「対通信社等機密費支出先一覧」は具体的な金額、支出先が明記された貴重な史料である。

【政党関係】

史料36「政友会発会式に於て伊藤総裁の演説」は明治三三（一九〇〇）年九月一五日の政友会発会式での伊藤博文（一八四一―一九〇九）の演説内容を書き写したものである。本文書に収められた経緯は、同じ筆跡の史料37「緒言(行政整理について)」とともに不明である。本文書の中で立憲同志会関係のものは少ない。それは仲小路自身が発足前に同会を離れたからであるが、史料38、史料39、史料40、史料41は退会に際しての届書と意見書である。史料38と史料39が、史料40と史料41が一組となっており、史料38と史料40とが、史料39と史料41とが対応する関係にある。史料38と史料40は立憲同志会創立委員長であった桂太郎（一八四七―一九一三）宛の同文の退会届である。その背景を説明するのが史料39と史料41の両意見書である。史料39と史料41はともに同志会のあり方を批判した意見書であるが、付箋には、史料39では「此の分は御読ありたるままを浄書致したるものに有之候」

【通信省関係】

まずは史料15「鉄道国有ノ趣旨概要」がある。仲小路が通信次官を務めた第一次西園寺内閣下で鉄道の国有化法案が成立した。ただ、本史料で買取対象とされる一六社という数字は実際の買取対象一七社や通信省案の会社数と異なる数字であり、その作成時期、位置づけなどの面で興味深い。詳細を明らかにできなかった。

通信省関係において、重要であると思われるのが、遠洋航路補助法関連の史料である。明治四二（一九〇九）年、対外海運を助成するために遠洋航路補助法が制定された。当初、日本郵船の欧州航路、シアトル航路・豪州航路、大阪商船のタコマ航路、東洋汽船のサンフランシスコ航路・南米西岸航路が補助航路に指定された。この法案制定時には、仲小路自身も通信次官として、深く関わったのだが、当関係文書中に含まれる史料としては、法制定後の運用に関わる史料が注目し値する。

史料16―1「メモ、遠洋航路問題」。遠洋航路法に基づく補助年限は大正三（一九一四）年一二月となっていたが、同年末、第三五議会は、二個師団増設費否決により解散、補助年限延長の立法も不成立となった。仲小路が記した小冊子「遠洋航路補助問題に就て」（史料17）には、年限延長立法不成立後もなお当業者に対して政府補助が続いている現状を受け、仲小路が貴族院議員として、幸倶楽部調査部会に調査の必要を提唱、通信次官らを招いて、大正四（一九一五）年四月二二日に当局者との質疑応答がなされた事が記されている。当史料は、調査部会に臨むにあたって、仲小路が用意した質問事項のメモであると推測される。前年度予算執行を根拠に、補助を続ける政府に対する批判が主要な論点である。史料17中に「解散の結果が却て行政官

に便宜を与へ、濫施濫設の口実を附与すると言が如きに至ては何れに於て立憲政治の実ありとするか」と仲小路が述べていることもここで触れておきたい。

史料18「遠洋航路補助についての意見」。パナマ運河開通（大正三年）に伴ってパナマ航路を新設する際の史料である。日本郵船株式会社が「新パナマ線」を開航するにあたって、「タコマ線」「桑港線、南米線」等の他社線と利益調整が図られている様子が見取れる。後藤新平関係文書9―24―1（国立国会図書館憲政資料室所蔵）には、遠洋航海補助法が制定される際の「理由書」がある。その中で補助を開始するにあたっての運用上の注意として、利益追求を図る当業者に乗ぜられ、「命令航路の施設は遂に当業者の意向に由て定むるの奇観を呈す」ことがあつてはならないことが挙げられている。史料後半部「巴拿馬航路に関し謬見」では、補助の必要性、補助額、航路設定の時期について、早急な補助を望む当業者への反駁がなされており、まさにそのような危惧がなされていることが分かる。この航路は、第一次大戦中に、日本―ニューヨーク線（パナマ経由）として、実現する事となった。

史料136「太平洋航路引継関係」。東洋汽船会社は、外国航路進出をはかるため、浅野総一郎（一八四八―一九三〇）が設立した。東洋汽船は、明治三一（一八九八）年、サンフランシスコ線、明治三八（一九〇五）年には南米西岸線を開航し、両線は明治四三（一九一〇）年施行の遠洋航路補助法による助成航路に指定された。当史料は第一次大戦中に太平洋郵船が北米航路から撤退したのに乗じ、航路権および汽船三隻を買収し、サンフランシスコ線をほぼ独占するようになった際のものである。この時期の仲小路は官界にはいないが、通信次官に

就いていた際に、遠洋航海補助法の制定に尽力した関係上、通信大臣箕浦勝人に提出した願書の写しを浅野が送付したと思われる。史料からは、太平洋郵船の事業縮小という「好機到来」にあたり、第一次大戦下の船舶払底状況下にありながら、船練りを苦心して、航路を引継ぎ、強気の経営に出ようとする浅野の姿が如実に見て取れる。東洋汽船は、第一次大戦後、新船建造等を含めたこれらの強気の経営がたたり、また金融面での庇護者安田善次郎の死もあつたことから、経営が悪化、大正一五（一九二六）年二月にはサンフランシスコ線・南米線の航路権は、日本郵船に譲渡される事となる。

史料148「曾根荒助書簡、仲小路宛（撫順炭使用に付満鉄と打合済み、御尽力を請う）」の時期の仲小路は、後藤新平通信大臣の下での通信次官（一九〇六～一九一一在任）。曾根荒助（一八四九～一九一〇）は、明治四〇年九月より伊藤博文韓国統監の下で、副統監を務めている。史料中、撫順炭坑は、工業用に適する瀝青炭を産出する世界有数の炭坑である。日露戦争の際に、ロシア軍が全鉱区を横領・採炭し、東清鉄道に供給したが、日露戦後、日露講和条約第六条で、「東清鉄道の長春以南とその利益の為に経営される一切の炭坑が日本に譲渡され」とされ、この条文が満洲に関する日清条約第一条において、清国に承認される事で、日本に譲渡された。南満洲鉄道会社の管理下におかれ、明治四〇年四月より経営開始されて以後、順調な発展を遂げた。当史料は、満鉄への撫順炭採用が決定した事を受け、内地での採用を仲小路にもちかけたものである。当初の満鉄の石炭販売方針としては、まずは「満州」各地への供給、次に大連・営口・旅順・安東における船舶需要を考慮し、残炭を海外輸出するというものであったが、撫順炭は採掘が本格化する以前から、東アジアの石炭市場を激変

させる可能性を持つものとして、国内の産炭業者からも危惧されていた。当史料の撫順炭の国内鉄道利用においても、『読売新聞』明治四四年二月六日の記事では、鉄道院と国内産炭業者の間の炭価交渉の際に、鉄道院側が「撫順炭（導入）問題」をちらつかせて、交渉を優位に進めようとしている事が報じられており、政治問題化していた。結局、大正元（一九一二年）年に、満鉄は鉄道院と納炭契約を結び、石炭納入が実現する事となる。納入量は変動するが、昭和初期においては二〇万屯内外の撫順炭が国内鉄道利用の為、購入されていた。なお、史料中、長森氏は満韓鹽業会社取締役であつた長森藤吉郎（一八六〇～一九二〇）であると思われる。

参考文献

- 日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史』第七卷（一九七一年）
- 南満洲鉄道株式会社編『南満洲鉄道株式会社十年史』（一九一九年）
- 同『南満洲鉄道株式会社第二次十年史』（一九二八年）
- 畝川鎮夫『海運興国史』（一九二七年）
- 東洋汽船株式会社『東洋汽船六十四年の歩み』（一九六四年）

【農商務省関係】

史料16—2（メモ、米価調節、生糸救済問題）。史料16—1からの連番が振ってあり、又用紙も同一であることから、史料作成の経緯は、史料16—1と同様、幸倶楽部調査部会での自らの質問事項をメモしたものであると推測される。仲小路が考える米価対策の基本方針が、大隈内閣への批判の形をとりつつ表明されている。具体的には、大正四（一九一五）年一月一八日に米価低落防止のために発せられた米価調

節令に対する批判であろう。仲小路は米騒動の際の農商務大臣であるが、これは農商相就任以前における米価対策への意向をうかがい知ることが出来る有用な史料であるといえる。

史料23 「仲小路農商務大臣訓示（省員一同ニ対シテ）。大正六年五月二五日に内閣訓令第一号として発せられた寺内首相の訓示「官紀振肅に関する件」を受けて、仲小路が農商務省官僚に対して行った訓示。寺内の訓示は、「内閣の更迭頻次」にわたり、「欧州戦役の影響全世界に波及し其の關係する所独政治上經濟上に止まらず思想上風教上に涉りて誠に恐るべきものあり」る時代に、「立国の大本に鑑み国体の尊崇すべきを惟ひ國情を異にする海外の事例に羈されずして帝國憲法の根義に攷へ自重」することを官僚に求めるといふ内容。具体的には、「官吏たるの自分を恪守すること」「官吏たるの品位を保つこと」「繁褥を省き簡捷に就く事」「公私の別を明にする事」「秩序を正しくし、言議を慎み機密を保つ事」といふ五項目が挙げられている。

この仲小路の訓示は、寺内が示した五項目に解説を加えるという形式を取ってはいるが、その語り口には、「世の中が漸次物質上の事に傾くに至つて、遂には官吏自らが其身の貴さを忘れて何だか自から見窄らしい思ひを為して居る」時代に対して、長州閥に連なる官僚として、またテクノクラートとして、実績を重ねてきた仲小路の自己意識、プライドを読取る事ができ、仲小路の人物理解にとつて、有用な史料である。また、第一次大戦時における中国・ロシアの不安定な政治情勢については、「国民的統一を欠いて甚しく基礎を微弱にした結果」であると分析している。各種思想の導入が日本の「オリジナリティ」を失わせる結果を招くとして現状を危惧している。

史料24 「引継事項（農商務省）」。仲小路は、第三次桂内閣と寺内内

閣において、農商務大臣を務めているが、この史料は、大正七年九月寺内首相辞任に伴い、農商相を辞任する際に、後任の山本達雄農商相に対して作成された引継ぎ書類の写しが仲小路の手元に残つたものであると思われる。第一次大戦後の經濟状況の変化に対応する農商務省の施策を如実に示しているという点で、興味深いものである。米価政策の失敗で倒れた寺内内閣でもあり、臨時米穀管理部の記述が注目されるであろう。その他、日露漁業協約、化学・機械工業、貿易など第一次大戦後の重要案件の処理状況が一望に介せるといふ点で有用な史料であるといえよう。

参考文献

「官報」第一四四三号、大正六年五月二五日

【その他】

史料42は大正一三年、仲小路廉の葬儀に関するメモ類である。「勅使御接受手續ノコト 二上氏担当」、「墓地ハ青山共同墓地中警視庁用地内買取ノコト」等の記述（廉の墓は現在も警視庁墓地内にある）、「接待係」として目加田種太郎、有松英義、下村宏、上山満之進、二上兵治、江木翼、上杉慎吉らの名が見える。

仲小路家の家政関係の史料も量的には相当部分を占める。史料44として一括したものは各種の領収書、保険証書、株式売買報告書等であり、封筒入の史料11も同種の性格のもの、史料45〜72は高輪および広尾の家屋の建築・修繕に関わる領収書等で、元来は史料73〜75に納められていたものと思われる。

廉の子息に關係する史料も若干混入している。史料122は長男宣、史料123は次男彰宛の葉書、史料76は彰が戦後に關係した文化建設会・愛媛文化協会關係の綴である。

おわりに

以上見たとおり本史料群は多岐にわたる内容を含む。今後しかるべき史料保存機関での公開を模索してゆきたいが、広く当該時期の研究

者の利用が望まれる。本紹介がその際のささやかな一助となれば望外の幸せである。

(付記)

調査・撮影に際しては本稿執筆者の他に、谷口裕信、若月剛史が参加した。なお、史料の調査および史料紹介の公表に御許可と御協力を賜った仲小路和夫・喜久子御夫妻に厚く御礼を申し上げたい。

● 8 小口当座預金通帳(抄)

年月日	預金高	預金証印	払戻金高	受取人印	差引残高
明治卅八年十二月十一日	松 ^{*1} 壹万四千八百貳拾六円五拾七銭	三	金 旧帳より付替高		拾万千百拾円拾銭
明治卅八年十二月十一日			金 千円也	中	壹四八式六五七
明治卅八年十二月十九日			松金 参百円也	中	印 壹参八式六五七
明治卅八年十二月廿日			松金 壹万参千百円也	中	印 壹参五式六五七
明治卅九年一月六日			松金 四百貳拾五円五拾七銭	中	印 四式六五七
					印 壹

[注]

*1 松は松本印

三は三井銀行東京本店預金之証印

中は関中敬印

印は上記三者以外の印

● 9 (衆議院議員臨時補欠選挙取締費増額(宮城県)一件)

内務省三八年四月廿八日受^{*1}

内乙第一一一号

決判 四月廿八日 文書課長

施行 四月廿八日

明治三八年四月廿八日 主査会計課長 大谷清

局長

大臣

次官 山県

地方局長 吉原 清野

警保局長 仲小路 久保田

衆議院議員臨時補欠選挙取締費増額の件

宮城県

右は五月八日衆議院議員補欠選挙執行に付ては各政党支部にて、既に候補者を定め亦中立者に在ても連動の者有之候に付此際嚴重の取締を要すると選挙当日には投票所監視の必要あるに依り該費用として旅費通信費及機密費増額相成度と云ふに有之候右は不得止費用にして臨時予算外の費途に属するも此際第二予備金支出の要求を為さず経常費より差繰支弁のことにし其配布額は先に改正選挙法創始施行の時御内定に係る額即ち旅費は、一、〇〇〇円庁費五〇円増額相成可然と存候得共目下年度の当首にして定額内多少の融通可成付庁費は半額旅費は四分の一を減し〔旅費七五〇円 庁費五〇円*割注〕許可相成可然哉亦郡書記旅費の義は知事代理に係るものは予備金支出の場合に於けると全様経常費の支弁に属するもの雖も国費を以て支弁之可然と思考す尚機密費の義は警保局長より別に可相伺答

右仰高裁候

内務省指令第 号

宮城県

選挙取締費は経常部庁費へ五十円旅費へ七百五十円増額し支払命令を委任す

通牒案

大臣

本日第 号を以て衆議院議員選挙取締費用増額の件指令相成候処右は此際第二予備金支出の義不相成に付不得止経常費より差繰増額せられたる義に有之を以て到底満足の額に不相成候間其御心得にて該金額を以て経理相成度尚機密費の義は別に警保局長より何分御通牒に可及候此段及御通牒候也

知事

会計課長
警保局長

三十八年度歳出〔経常臨時 *割注〕部支払予算書
支払命令官宮城県知事田辺輝実

仙台本金庫

科目	款	項	金額	
			府県	府県
		庁費	五〇	〇〇〇
		旅費	七五〇	〇〇〇
		合計	八〇〇	〇〇〇
			三十八年四月分	
				円

年月日

内務大臣

大蔵大臣

(各通)

宛

会計検査院長

秘第四号

衆議院議員選挙取締旅費増額之儀に付稟請

来五月八日衆議院議員補欠選挙執行に付ては各政党支部にては既に各其候補者を定め中立者に於ても亦候補者として夫々密に運動致居候様も相聞へ候に付此際嚴重取締を要するは勿論選挙当日は各投票所に吏員を臨監せしむるの必要有之候に付別紙記載の旅費通信費機密費増額の御詮議相成候様致度此段稟請候也

明治三十八年四月廿五日

宮城県知事 田辺輝実

内務大臣 子爵 芳川 顯正 殿

追て時期既に差迫り居候に付至急電報を以て御指揮相成度此段申添候也

明治三十八年度第二予備金支出請求計算書

款	項	目	金額
衆議院議員選挙取締費	衆議院議員選挙取締費		二、一三〇〇〇〇
		旅費	一、五〇〇〇〇〇
		通信費	一三〇〇〇〇〇
		機密費	五〇〇〇〇〇

事由

来五月八日衆議院議員補欠選挙執行に付取締を要するのみならず選挙当日各投票所に吏員を臨監せしむる必要有之にか旅費額等を調査するに本項の通金式千參百參拾円を要す右は臨時の費用に付茲に増額要求す其内訳別紙の如し

旅費内訳

等級	摘要	人員	陸路	汽車路	海路	日当	宿泊	金額
三等	事務官管内出張	四	六八	三一六	一	一一	一七	七五九〇〇
〃	郡長部内出張	一六	二〇九	四九	五	六五	四九	一八五二五〇
〃	警視管内出張	一	五〇	一三〇	一	九	七	三六〇〇〇
四等	属全	三〇	三五六	一、六二〇	一	一一二	八二	二五六二〇〇
〃	警部全	六	九六	二二四	一	二四	一八	五三三六〇
〃	警察署長及分署長部内出張	二七	一、一〇〇	四三一	一	一六二	一一五	五四三二四〇
〃	実費		一里に付三〇〇					

シ	郡書記郡内出張	一二〇	九六三	二四〇	五〇	三三〇	一九〇	三五〇	〇五〇
							一、五〇〇	〇〇〇	〇〇〇

通信費内訳

種別	度数	算余	金額
郵便	一、六八七	〇六〇	一〇一 二二〇
電信	七二	六〇〇	二八 八〇〇
			一三〇 〇〇〇

二銭納拾

広島 六百元 四月一日 計金千五百円

機密費

科目

金額

機密費

五〇〇 〇〇

[注]

*1 内務省野紙 欄外に「秘」、「急」、「乙」とあり

●10 (予算・支出・残高対照表)

一 金貳万参千〇四拾九円九拾九銭六厘

四月より九月に至る六ヶ月定額予算

一ヶ月平均金参千八百四拾壹円六拾六銭六厘

一 金壹万九千五百円

四月より九月迄に支出

内 神奈川 参百円 四月 一日 長崎 参百円 五月九日

参百円 九月十九日

対照差引残

一金参千五百四拾九円九拾九銭六厘

外に

一金壹千六百八拾参円拾参銭貳厘

十、十一ノ二ヶ月予算残

一金千参百円 十、十一月支出

内 兵庫 参百円 十月十三日 広島 参百円 十月十九日

大阪 五百円 十月十五日 佐賀 貳百円 十月廿九日

差引 計金千参百円

一金参百八拾参円参拾参銭貳厘

前二口合計残

一金参千九百参拾参円参拾貳銭八厘

●11 对通信社等機密費支出先一覽

従来毎月支給し居りたるもの*1

レ 一金五拾円 東京通信社長 五十嵐光彰

レ 一金五拾円 明治通信社長 河田力夫

レ 一金三拾円 中外通信社長 倉長恕

レ 一金四拾円 東京通信社員 鹿田席一郎

レ 一金貳拾円 日本通信社長 漆間真学
 レ 一金六拾円 国民新聞社員 阿部充家
 国民新聞社員 草野門平
 世界記者 曾宮祿助

但し近来は書記官長より

レ 一金三拾円 国民新聞社員 土居貞弥
 臨時事件費中機密費中残 壹万百円
 元領事 豊島捨松
 壹万五千円

レ 一金三拾円 雜誌明義社員 松本正之助

レ 一金三拾円 著述業者 中島蒿
 吉居常也

レ 一金五拾円 警保局書記 関中敬

レ 一金五拾円 警保局書記官

レ 一金百円 警保局長

レ 一金百五拾円

〔注〕

*1 欄外の書き入れ

0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	6	8	5	2	6	6			
1	1	6		1		6	6			
							2	7	0	0

2	5	1	0			
2	2	4	0			
			2	7	0	0

外に臨時に百円乃至貳百円宛支給し居りたるもの

●12 明治三十七年度局長手控

明治三十七年度 局長手控 *1

明治三十七年度府県機密費 *2

年 月 日	理 由	収 入	支 出	差 引 現 在
明治廿七年 四月 一日	予算総額 府県配布	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円	五三、九〇〇、〇〇〇 円	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
全 四月 一日	四月一日より六月卅日迄 三ヶ月分定額		九、〇〇〇、〇〇〇 円 *3	四六、一〇〇、〇〇〇 円
全 四月 一日	神奈川県知事渡		三〇〇、〇〇〇 円 有	三六、八〇〇 円 中

機密費受入額収支

年月日	理由	収入	支出	差引現在
前年度繰越		二、六〇〇、〇〇〇 円		二、六〇〇、〇〇〇 円
全 五月 九日	広島県知事渡		六〇〇、〇〇〇	三六、二〇〇、〇〇〇 _中
全 七月 一日	七、八、九三ヶ月定額		九、〇〇〇、〇〇〇	二七、二〇〇、〇〇〇 _中
全 八月 一日	長崎県知事渡		三〇〇、〇〇〇 _有	二六、九〇〇、〇〇〇 _中
全 九月 十九日	神奈川県知事渡		三〇〇、〇〇〇 _有	二六、六〇〇、〇〇〇 _中
全 十月 三日	拾、十一、十二三ヶ月定額		九、〇〇〇、〇〇〇 _有	一七、六〇〇、〇〇〇 _中
全 十月 十三日	兵庫県知事渡		有 三〇〇、〇〇〇	一七、三〇〇、〇〇〇 _中
全 十月 十五日	大阪府知事渡		五〇〇、〇〇〇 _有	一六、八〇〇、〇〇〇 _中
全 十月 十五日	九 広島県知事渡		三〇〇、〇〇〇 _有	一六、五〇〇、〇〇〇 _中
全 十月 廿九日	佐賀県知事渡		二〇〇、〇〇〇 _有	一六、三〇〇、〇〇〇 _中
全 十二月 五日	警視総監渡		八〇〇、〇〇〇 _伸	一五、五〇〇、〇〇〇 _中
全 十二月 十日	大臣渡		二、〇〇〇、〇〇〇 _伸	一三、五〇〇、〇〇〇 _中
全 一三十八年 一月 六日	一、二、三月定額		九、〇〇〇、〇〇〇 _伸	四、五〇〇、〇〇〇 _中
全 一月 廿六日	神奈川県知事渡		三〇〇、〇〇〇 _伸	四、二〇〇、〇〇〇 _中
全 二月 廿七日	大臣渡		二、〇〇〇、〇〇〇 _伸	二、二〇〇、〇〇〇 _中
全 一三十七年 五月 十六日	青森県知事渡		三五〇、〇〇〇 _伸	一、八五〇、〇〇〇 _中
全 一三十八年 三月 六日	大臣決判支出		一、八五〇、〇〇〇 _伸	
外に前の繰越巻千六百円也				
合計三千四百五十円				

		前月中局長前渡消却の為支 出			二、四〇〇、〇〇〇
明治廿七年	四月一日	決判引出	九、〇〇〇、〇〇〇		一一、四〇〇、〇〇〇
全	四月一日	大臣渡		二、〇〇〇、〇〇〇	九、四〇〇、〇〇〇
全	四月一日	局長渡		二〇〇、〇〇〇	九、二〇〇、〇〇〇
全	四月一日	會計課長渡		一五〇、〇〇〇	九、〇五〇、〇〇〇
全	四月一日	関属渡		一〇〇、〇〇〇	八、九五〇、〇〇〇
全	四月一日	決判引出	三〇〇、〇〇〇		九、三五〇、〇〇〇
全	四月一日	神奈川県知事渡		三〇〇、〇〇〇	八、九五〇、〇〇〇
全	四月十九日	局長渡		三五〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇
全	四月廿六日	局長渡		七〇〇、〇〇〇	七、九〇〇、〇〇〇
全	四月廿六日	前項消却	七〇一、五〇〇	有	八、六〇一、五〇〇
全	五月二日	大臣渡		有	六、六〇一、五〇〇
全	日	局長渡		有	六、二〇一、五〇〇
全	日	関属渡		一〇一、五〇〇	六、一〇〇、〇〇〇
全	五月九日	決判引出	六〇〇、〇〇〇		六、七〇〇、〇〇〇
全	日	広島県知事渡			六、一〇〇、〇〇〇
全	五月十六日	局長渡		六〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇
全	五月廿一日	大臣渡		五〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇
全	日	局長渡(関属渡)		二、〇〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇
全	五月廿八日	局長渡		一〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
全	六月廿日	局長渡		一〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
全	六月廿日	局長渡		八〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇
全	六月一日	廿七年上半年利子	六六、二九〇		二、六六六、二九〇
全	七月一日	決判引出	九、〇〇〇、〇〇〇		一一、六六六、二九〇
全	日	大臣渡		二、〇〇〇、〇〇〇	九、六六六、二九〇

全	日	大阪府知事渡		五〇〇、〇〇〇	有	八、四九五、〇〇〇	中
全	十月十五日	決判引出	八〇〇、〇〇〇		有	八、九九五、〇〇〇	中
全	十月十三日	兵庫県知事渡		三〇〇、〇〇〇	有	八、一九五、〇〇〇	中
全	十月十三日	決判引出	三〇〇、〇〇〇			八、四九五、〇〇〇	中
全	日	関属渡		二〇五、〇〇〇	有	八、一九五、〇〇〇	中
全	日	局長渡		二〇〇、〇〇〇	有	八、四〇〇、〇〇〇	中
全	日	大臣渡		二、〇〇〇、〇〇〇	有	八、六〇〇、〇〇〇	中
全	十月三日	決判引出	九、〇〇〇、〇〇〇			一〇、六〇〇、〇〇〇	中
全	九月廿九日	局長渡		一一六、二九〇	有	一、六〇〇、〇〇〇	中
全	九月廿九日	内務属鈴木千次渡		二〇〇、〇〇〇	有	一、七一六、二九〇	中
全	九月十九日	神奈川县知事渡		三〇〇、〇〇〇	有	一、九一六、二九〇	中
全	九月十九日	決判引出	三〇〇、〇〇〇			二、二二六、二九〇	中
全	九月十三日	局長渡		四〇〇、〇〇〇	有	一、九一六、二九〇	中
全	日	局長渡		三五〇、〇〇〇	有	二、三二六、二九〇	中
全	九月一日	大臣渡		二、〇〇〇、〇〇〇	有	二、六六六、二九〇	中
全	八月廿日	局長渡		七〇〇、〇〇〇	有	四、六六六、二九〇	中
全	日	局長渡		三〇〇、〇〇〇	有	五、三六六、二九〇	中
全	八月二日	大臣渡		二、〇〇〇、〇〇〇	有	五、六六六、二九〇	中
全	日	長崎県知事渡		三〇〇、〇〇〇	有	七、六六六、二九〇	中
全	八月一日	決判引出	三〇〇、〇〇〇			七、九六六、二九〇	中
全	七月廿三日	局長渡		三〇〇、〇〇〇	有	七、六六六、二九〇	中
全	七月十五日	局長渡		二〇〇、〇〇〇	有	七、九六六、二九〇	中
全	七月二日	大臣渡		一、〇〇〇、〇〇〇		八、一六六、二九〇	中
全	日	関属渡		一〇〇、〇〇〇	有	九、一六六、二九〇	中
全	日	局長渡		四〇〇、〇〇〇		九、二六六、二九〇	中

全	一月廿六日	決判	三〇〇、〇〇〇	仲	一〇〇、〇〇〇	仲	八、一九四、五七〇	中
全	日	関属渡			八〇〇、〇〇〇	仲	七、八九四、五七〇	中
全	日	局長渡		中	七	仲	七、九九四、五七〇	中
全	日	大臣渡			二、〇〇〇、〇〇〇	仲	八、六九四、五七〇	中
全三十八年	一月六日	決判引出	九、〇〇〇、〇〇〇			仲	一〇、六九四、五七〇	中
全	十二月廿一日	局長渡			二、〇〇〇、〇〇〇	仲	一、八九四、五七〇	中
全	日	大臣渡			二、〇〇〇、〇〇〇	仲	一、八九四、五七〇	中
全	十二月十日	決判			八〇〇、〇〇〇	仲	三、八九四、五七〇	中
全	日	警視総監渡	二、〇〇〇、〇〇〇			仲	一、八九四、五七〇	中
全	十二月五日	決判	八〇〇、〇〇〇			仲	二、六九四、五七〇	中
全	十二月五日	局長渡			一〇〇、〇〇〇	仲	一、八九四、五七〇	中
全	日	関属渡			一〇〇、〇〇〇	仲	一、九九四、五七〇	中
全	日	局長渡			六〇〇、〇〇〇	仲	二、〇九四、五七〇	中
全	日	大臣渡			二、〇〇〇、〇〇〇	仲	二、六九四、五七〇	中
全	十二月一日	下半年利子	九四、五七〇		*5	仲	四、六九四、五七〇	中
		〇						*6
中全	十六日	局長渡		中	五〇〇、〇〇〇	有	四、六〇〇、〇〇〇	中
全	二日	大臣渡			二、〇〇〇、〇〇〇	有	五、一〇〇、〇〇〇	中
全	日	関属渡			二〇五、〇〇〇	有	七、一〇〇、〇〇〇	中
全	十一月一日	局長渡			二九五、〇〇〇	有	七、三〇五、〇〇〇	中
全	日	佐賀県知事渡			二〇〇、〇〇〇	有	七、六〇〇、〇〇〇	中
全	十月廿九日	決判引出	二〇〇、〇〇〇				七、八〇〇、〇〇〇	中
全	全 十九日	局長渡			五九五、〇〇〇	有	七、六〇〇、〇〇〇	中
*4全	全 十九日	広島県知事渡			三〇〇、〇〇〇	有	八、一九五、〇〇〇	中

全	日	局長渡		五〇〇、〇〇〇	仲	三、四四四、五七〇	中
全	三月六日	大臣決判	一、八五〇、〇〇〇			三、九四四、五七〇	中
全	日	関属渡		一〇〇、〇〇〇	仲	二、〇九四、五七〇	中
全	日	局長渡		八〇〇、〇〇〇	仲	二、一九四、五七〇	中
全	三月一日	大臣渡		二、〇〇〇、〇〇〇	仲	二、九九四、五七〇	中
全	日	大臣渡		二、〇〇〇、〇〇〇	仲	四、九九四、五七〇	中
全	二月廿七日	決判	二、〇〇〇、〇〇〇		仲	六、九九四、五七〇	中
全	日	関属渡		一〇〇、〇〇〇	仲	四、九九四、五七〇	中
全	日	局長渡		七〇〇、〇〇〇	中	五、〇九四、五七〇	中
全	二月一日	大臣渡		二、〇〇〇、〇〇〇		五、七九四、五七〇	中
全	日	局長渡		一〇〇、〇〇〇	仲	七、七九四、五七〇	中
全	日	神奈川県知事渡		三〇〇、〇〇〇	仲	七、八九四、五七〇	中

[注]

* 1 内務省野紙

* 2 欄外の書き入れ

		3	8
1	2	4	6
		3	6
		1	0
		9	6
		4	0

* 3 有は有松印 中は関中敬印 仲は仲小路印

* 4 「全 全十九日」から「中 全十六日」まで修正を上から貼り付け。

* 5 支出欄に白紙を上から貼り付け

* 6 この個所左の付箋あり。ゴシック字は朱書

全	十二月一日	下半年期子	九四、五七〇		四、六九四、五七〇
全	十二月一日	大臣渡		二、〇〇〇、〇〇〇	二、六九四、五七〇
全	日	局長渡		五〇〇、〇〇〇	二、〇九四、五七〇

右書損に付比に付す

● 13 | 1 局長控 明治三十八年度収支調

局長扣

明治三十八年度収支調

	支出年月日	事由	支出額	現在額
		三十八年度留置	円	仲 *1 四六、一〇〇、〇〇〇
		前年度より繰越		三、四四四、五七〇
				四九、五四四、五七〇
	三十八年四月一日	四、五、六三ヶ月定額	九、〇〇〇、〇〇〇	仲 四〇、五四四、五七〇
全	四月七日	決判支出	一、五〇〇、〇〇〇	仲 三九、〇四四、五七〇
全	四月廿八日	決判支出	二〇〇、〇〇〇	仲 三八、八四四、五七〇
全	五月十五日	決判支出	三〇〇、〇〇〇	仲 三八、五四四、五七〇
全	五月廿六日	決判支出	五〇〇、〇〇〇	仲 三八、〇四四、五七〇
全	五月廿九日	決判支出	一五〇、〇〇〇	仲 三七、八九四、五七〇
全	五月卅日			
全	六月九日	決判支出	三〇〇、〇〇〇	仲 三七、五九四、五七〇

一金拾万円 一金五万参千九百円 府県配付

一金四万六千百円 本省留置

支出額

現在額

決判支出の部*2

年月日	事由	収入額	支出額	現在額
三十八年 四月 一日	三十七年度より繰越 四、五、六三ヶ月分決判 大臣渡	三、四四四、五七〇 九、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四四四、五七〇 一〇、四四四、五七〇
全 日	局長渡		八〇〇、〇〇〇	九、六四四、五七〇
全 日	関属渡		一〇〇、〇〇〇	九、五四四、五七〇
全 四月 七日	決判支出	一、五〇〇、〇〇〇		一、〇四四、五七〇
全 日	大臣渡		一、五〇〇、〇〇〇	九、五四四、五七〇
全 四月 廿日	局長渡		一五〇、〇〇〇	九、三九四、五七〇
全 四月 廿八日	決判支出	二〇〇、〇〇〇		九、五九四、五七〇
全 日	宮城県知事渡		二〇〇、〇〇〇	九、三九四、五七〇
全 五月 一日	局長渡		八〇〇、〇〇〇	八、五九四、五七〇

全 七月 一日	決判支出	九、〇〇〇、〇〇〇	仲	二八、五九四、五七〇	仲
全 七月 十七日	決判支出	二〇〇、〇〇〇	仲	二八、三九四、五七〇	仲
全 九月 十六日	決判支出	二、〇〇〇、〇〇〇	仲	二六、三九四、五七〇	仲
全 十月 二日	決判支出	九、〇〇〇、〇〇〇	仲	一七、三九四、五七〇	仲
全 十月 廿七日	決判支出	五〇〇、〇〇〇	仲	一六、八九四、五七〇	仲
全 十一月 一日	決判支出	一、〇〇〇、〇〇〇	仲	一五、八九四、五七〇	仲
全 十一月 十四日	決判支出	二〇〇、〇〇〇	仲	一五、六九四、五七〇	仲
全 十一月 十六日	決判支出	二七五、〇〇〇	仲	一五、四一九、五七〇	仲
全 十二月 二日	決判支出	四〇〇、〇〇〇	仲	一五、〇一九、五七〇	仲
全 日	決判支出	二五〇、〇〇〇	仲	一四、七六九、五七〇	仲
全 十九日	決判支出	二〇〇、〇〇〇	仲	一四、五六九、五七〇	仲

全	九月一日	大臣渡		仲	二、〇〇〇、〇〇〇	四、八四九、一八〇	中
全	日	関属渡		仲	一〇〇、〇〇〇	六、八四九、一八〇	中
全	日	局長渡		仲	七〇〇、〇〇〇	六、九四九、一八〇	中
全	八月一日	大臣渡		仲	二、〇〇〇、〇〇〇	七、六四九、一八〇	中
全	日	京都府知事渡		仲	二〇〇、〇〇〇	九、六四九、一八〇	中
全	七月十七日	決判支出	二〇〇、〇〇〇			九、八四九、一八〇	中
全	日	関属渡		仲	一〇〇、〇〇〇	九、六四九、一八〇	中
全	日	局長渡		仲	八〇〇、〇〇〇	九、七四九、一八〇	中
全	日	大臣渡		仲	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、五四九、一八〇	中
全	七月一日	七、八、九三ヶ月定額	九、〇〇〇、〇〇〇			一二、五四九、一八〇	中
全	六月廿九日	局長渡		仲	三〇〇、〇〇〇	三、五四九、一八〇	中
全	日	大臣渡		仲	三〇〇、〇〇〇	三、八四九、一八〇	中
全	六月九日	決判支出	三〇〇、〇〇〇			四、一四九、一八〇	中
全	日	関属渡		仲	一〇〇、〇〇〇	三、八四九、一八〇	中
全	日	局長渡		仲	八〇〇、〇〇〇	三、九四九、一八〇	中
全	日	大臣渡		仲	二、〇〇〇、〇〇〇	四、七四九、一八〇	中
全	六月一日	三十八年上季利子	一〇四、六一〇			六、七四九、一八〇	中
全	五月廿九日	決判支出	一五〇、〇〇〇	仲		六、六四四、五七〇	中
全	日	大臣渡		仲	二、〇〇〇、〇〇〇	六、四九四、五七〇	中
全	日	局長渡		仲	五〇〇、〇〇〇	八、四九四、五七〇	中
全	五月廿六日	決判支出	五〇〇、〇〇〇			八、九九四、五七〇	中
全	日	警視總監渡		仲	三〇〇、〇〇〇	八、四九四、五七〇	中
全	五月十五日	決判支出	三〇〇、〇〇〇			八、七九四、五七〇	中
全	日	関属渡		仲	一〇〇、〇〇〇	八、四九四、五七〇	中

全	日	閏属渡		仲	一〇〇、〇〇〇	二、〇二六、五七〇	中
全	日	局長渡		仲	九〇〇、〇〇〇	二、一二六、五七〇	中
全	日	大臣渡		仲	二、〇〇〇、〇〇〇	三、〇二六、五七〇	中
全	十二月一日	下半季利子	一七七、三九〇			五、〇二六、五七〇	中
全	日	静岡県知事渡		仲	二七五、〇〇〇	四、八四九、一八〇	中
全	十一月十六日	決判支出	二七五、〇〇〇			五、一二四、一八〇	中
全	日	愛知県知事渡		仲	二〇〇、〇〇〇	四、八四九、一八〇	中
全	十一月十四日	決判支出	二〇〇、〇〇〇			五、〇四九、一八〇	中
全	日	閏属渡		仲	一〇〇、〇〇〇	四、八四九、一八〇	中
全	日	局長渡		仲	九〇〇、〇〇〇	四、九四九、一八〇	中
全	日	大臣渡		仲	二、〇〇〇、〇〇〇	五、八四九、一八〇	中
全	日	大臣渡		仲	一、〇〇〇、〇〇〇	七、八四九、一八〇	中
全	十一月一日	決判支出	一、〇〇〇、〇〇〇			八、八四九、一八〇	中
全	日	三重県知事渡		仲	五〇〇、〇〇〇	七、八四九、一八〇	中
全	十月廿七日	決判支出	五〇〇、〇〇〇			八、三四九、一八〇	中
全	日	閏属渡		仲	一〇〇、〇〇〇	七、八四九、一八〇	中
全	日	局長渡		仲	九〇〇、〇〇〇	七、九四九、一八〇	中
全	日	大臣渡		仲	二、〇〇〇、〇〇〇	八、八四九、一八〇	中
全	十月二日	決判支出	九、〇〇〇、〇〇〇			一〇、八四九、一八〇	中
全	九月十六日	大臣渡		仲	二、〇〇〇、〇〇〇	一、八四九、一八〇	中
全	九月十六日	決判支出	二、〇〇〇、〇〇〇			三、八四九、一八〇	中
全	日	局長渡		仲	一〇〇、〇〇〇	一、八四九、一八〇	中
全	九月九日	大臣渡		仲	二、〇〇〇、〇〇〇	一、九四九、一八〇	中
全	九月一日	閏属渡		仲	一〇〇、〇〇〇	三、九四九、一八〇	中
全	日	局長渡		仲	八〇〇、〇〇〇	四、〇四九、一八〇	中

全	十二月二日	決判支出	四〇〇、〇〇〇		二、四二六、五七〇	中
全	日	鹿兒島県知事渡			二、〇二六、五七〇	中
全	日	決判支出	二五〇、〇〇〇		二、二七六、五七〇	中
全	日	栃木県知事渡			二、〇二六、五七〇	中
*3全	十二月十九日	局長渡			一、七二六、五七〇	中
全	日	決判支出	二〇〇、〇〇〇		一、九二六、五七〇	中
全	日	千葉県知事渡			一、七二六、五七〇	中
全	廿日	大臣渡			一、一二六、五七〇	中
全	日	警視総監渡			四二六、五七〇	中

〔注〕

*1 有は有松印 中は関中敬印 仲は仲小路印

*2 欄外書き込み「日47」「ぬ375」

*3 この行、修正を上から貼付

●13-2 臨時之部 局長手控

臨時之部 局長手控*1 *2

記

一金參万円		明治三十八年九月廿六日決裁		内		内	
月日	事由	元受	決判	支出	現在高		
九月廿六日	支払命令	三〇、〇〇〇、〇〇〇 円			仲 *3 三〇、〇〇〇、〇〇〇 円	中	

全	日	預金入			一六、五〇〇、〇〇〇	—	中
全	日	大臣渡			二、〇〇〇、〇〇〇	仲一六、五〇〇、〇〇〇	中
	十月十九日	決判		一八、五〇〇、〇〇〇		〇〇、〇〇〇、〇〇〇	中
全	日	警視庁渡			五、〇〇〇、〇〇〇	仲一八、五〇〇、〇〇〇	中
全	日	決判		五、〇〇〇、〇〇〇		仲一八、五〇〇、〇〇〇	中
全	三十日	次官渡			五〇〇、〇〇〇	仲二三、五〇〇、〇〇〇	中
全	廿九日	決判		五〇〇、〇〇〇		仲二三、五〇〇、〇〇〇	中
全	日	滋賀県渡			三〇〇、〇〇〇	仲二四、〇〇〇、〇〇〇	中
全	日	愛知県渡			五〇〇、〇〇〇	仲二四、三〇〇、〇〇〇	中
全	九月廿九日	預金引出		八〇〇、〇〇〇		仲二四、八〇〇、〇〇〇	中
全	日	預金入			一、一〇〇、〇〇〇 円	二四、〇〇〇、〇〇〇	中
全	日	大阪府渡			七〇〇、〇〇〇	仲二五、一〇〇、〇〇〇	中
全	日	福岡県渡			六〇〇、〇〇〇	仲二五、八〇〇、〇〇〇	中
全	日	神奈川県渡			六〇〇、〇〇〇	仲二六、四〇〇、〇〇〇	中
全	日	兵庫県渡			五〇〇、〇〇〇	仲二七、〇〇〇、〇〇〇	中
全	日	長崎県渡			五〇〇、〇〇〇	仲二七、五〇〇、〇〇〇	中
全	日	決判		四、〇〇〇、〇〇〇		仲二四、〇〇〇、〇〇〇	中
全	日	大臣渡			二、〇〇〇、〇〇〇 円	仲二八、〇〇〇、〇〇〇	中
全	日	決判		二、〇〇〇、〇〇〇 円		仲二八、〇〇〇、〇〇〇	中

預金之部

月日	事由	預入 円	引出 円	現在 円	現在 円
九月廿七日	別口預金借預入れ	一、一〇〇、〇〇〇			一、一〇〇、〇〇〇 [伸][中]
全	愛知滋賀渡			八〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇 [伸][中]
十月十九日	預入	一六、五〇〇、〇〇〇			一六、八〇〇、〇〇〇 [伸][中]
十一月十四日	局長渡			一、〇〇〇、〇〇〇	一五、八〇〇、〇〇〇 [伸][中]
十一月廿四日	大臣渡			三、〇〇〇、〇〇〇	一二、八〇〇、〇〇〇 [伸][中]
十二月十一日	局長渡			一、〇〇〇、〇〇〇	一一、八〇〇、〇〇〇 [伸][中]
全	大臣渡			一一、八〇〇、〇〇〇	[伸][中]

総預金ノ部*4

ぬ No. 375

墨字は経常 朱字ハ臨時*5

月日	預入 円	引出 円	現在 円	総計 円
十月十九日	七、八四九、一八〇		七、八四九、一八〇	二四、六四九、一八〇 [伸][中]
九月廿九日	三〇〇、〇〇〇		一六、八〇〇、〇〇〇	
十月十九日	一六、五〇〇、〇〇〇			
十一月一日		三、〇〇〇、〇〇〇	四、八四九、一八〇	二一、六四九、一八〇 [伸][中]
十一月十四日		一、〇〇〇、〇〇〇	一五、八〇〇、〇〇〇	二〇、六四九、一八〇 [伸][中]
十一月廿四日		三、〇〇〇、〇〇〇	一二、八〇〇、〇〇〇	一七、六四九、一八〇 [伸][中]
十二月一日	一七七、三九〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇二六、五七〇	一四、八二六、五七〇 [伸][中]
全				

全	日		七〇〇、〇〇〇	四二六、五七〇	仲	四二六、五七〇
全	廿日		六〇〇、〇〇〇	一、一二六、五七〇	仲	一、一二六、五七〇
全	廿日	一、八〇〇、〇〇〇			仲	一、七二六、五七〇
全	十九日	三〇〇、〇〇〇		一、七二六、五七〇	仲	一三、五二六、五七〇
*6全	十一日	一、〇〇〇、〇〇〇		一二、八〇〇、〇〇〇	仲	一三、八二六、五七〇

〔注〕

〔記 注〕

* 1 内務省野紙

* 2 欄外に〔秘〕の印あり

* 3 〔有〕は有松印 〔中〕は関中敬印 〔仲〕は仲小路印

* 4 欄外書き込み「総預金」。

* 5 朱字の箇所はゴシックで示した。

* 6 この行、修正を上から貼付。

● 15 秘 鉄道国有の趣旨概要

〔秘〕

鉄道国有の趣旨概要

鉄道国有の趣旨概要

鉄道は一般交通の用に供するものにして其の性質道路と異ならず故に其の管理経営は之を私業に委せず国家自ら之を掌理せざるべからざるは蓋し多言を要せず然るに一國財政の關係上或は創業の沿革上往々之が私設を特許する場合ありと雖政府は常に其の監督を厳にし其の利用の公益と背馳なきことを期せり然れとも私設鉄道は其の目的専ら営利

に在り而して営利的事業と公益とは動もすれば即ち相乖離せんとするは勢免るべからざるの數にして特に鉄道事業の如き其の性質独占的にして公益との關係極めて密接せるものにては政府の監督如何に周到なりと雖之に依り公益保護の完全を期すること容易ならざるは經驗ある者の齊く認むる所なり故に歐洲各国に於ける鉄道政策は漸次私設鐵道を収用して之を政府の直営管理に移すの傾向あり

我國に於ては明治維新の際に於て既に国有主義を以て我鉄道政策と定め現在官設東海道線中の京浜及京神間の如き維新当初に於て既に政府自ら之を起工し茲に我鉄道国有の基礎を置き爾來官設鐵道の延長に付繼續施設する所あり然れとも鐵道の普及は經濟上及軍事上一日も猶予すべからざる急務にして而して政府財政の状態は尽く之を速成するこ

と能はざるの事情あり是に於て乎私設鉄道条例の發布あり之に依て私設特許の規準を示し併せて将来に於て之を国有に統一するの主義を確定せり而して鉄道敷設法に至ては益々国有の緊急なることを認め其の第一条に於て「政府は帝国に必要な鉄道を完成する為漸次予定の線路を調査し及敷設す」と規定し而して既成鉄道の処分に関しては其の第十一条に於て「既成私設鉄道にして第二条に依り敷設すへき線路の為買収の必要ありと認むるものは政府は其の会社と協議の上価格を予定し帝国議会の協賛を求むへし」と規定し以て将来政府の統一管理の下に完全なる鉄道網を構成すへき趣旨を明示せり然れとも我鉄道系統の状態を見るときは官設私設互に錯綜併立し特に我鉄道系統中主要の幹線にして数個の私設会社に分属するか如き又は政府の管理する鉄道にして私設鉄道の中間に介在し數十乃至数百哩を隔つるものあるか如き実例に乏しからざるは固より一時の変態にして既に之か整理の期は予定せられたるものありと雖も私設鉄道法の規定に依れば其の期尚遙にして空しく其の日の至るを俟つは我鉄道政策上遺憾固に尠からず是に於て乎去三十二年中政府は鉄道国有調査会を設け私設鉄道買収のことを審議せしめ而して調査会は鉄道国有法及鉄道買収法の二法案を具し政府に復申する所ありしも此の二法案は帝国議会の協賛を経るに至らずして遂に已めり爾來鉄道買収のこと時に朝野に唱道せられざるにあらすと雖今尚実行に至らず是れ深く遺憾とする所なり抑全国鉄道中一地方運輸の用に供するものを除き一般の鉄道を政府の管理に統一することの交通上軍事上及経済上に至大の利益あることは世上既に定論の存するあり又更に啻々を要せずと雖国有統一の為其の効果果直に顕然たるものを挙げれば左の如し

一、運輸の疏通

統一の結果は著しく運輸の疏通を来し列車は自由に之を直通せしむることを得運賃も亦一定の率に依ることを得べく随て毫も煩冗の手数及繁雜の計算を要せざることとなり貨物旅客運送の便一層其の度を高むるに依り鉄道収入の増加となり殊に生産力發達上大に誘導となるの利便あり

一、運賃の低減

遠距離に於ける貨物乗客の運賃は統一の結果著大なる低減を来し大に生産力開發の動機を促かし国富の増進に向て偉大なる効果を与ふへし

一、設備の整齊

現在各鉄道に属する異式の車輛及各種材料の統一に依り各線共通使用上の利益を来し将来運輸経営上便益を得ること鮮少ならず仍ほ鐵道經理の上に影響すへき利便の概要を示せば左の如し

一、総係費の節約

全国私設鉄道中一地方運輸の用に供するものを除き他の一般鉄道十六会社の重役及庶務會計に対する俸給及諸給の如き会社の総係費に属する経費は当然九拾六万余円を減し得へし即ち(イ)号表に示すか如し

二、運輸費の節約

鐵道統一の結果として各鐵道間に於ける連帶賃金の精算事務は全く之を省略し得へきか故に之より生ずる節約金額は即ち(ロ)号表に示すか如し

三、設備上の節約

現在各鐵道に一個所乃至数個所の設備を要する工場は鐵道統合の後には各線路方面必要の場所に取纏め得るを以て經濟上利便を増進する

こと少からず

四、貯蔵品の節約

現在鉄道に要する貯蔵物品は凡其の数量を半減するを得べく随て現時の倉庫も亦其の数を減することを得へし其の数量は(甲)号表に示すか如し

五、運転上の利便

車輛の配給は統一の結果として大に其の便を増し各線の繁閑に応し交互流用上遺憾なきを得べく且予備車輛の如き其の数を省減することを随て運搬力に於て一割乃至二割の増加を来すへし(乙)号表及(丙)号表)

以上汎説するか如く国有統一の直接の結果として経費に於ては約百八拾一万余円を節約し得べく而して運輸の疏通運搬力の増加設備の整齊及運賃の低減に因り公衆の享くる利益頗る大なるものあるべきか故に出来得る限り速に之を断行して我鉄道政策の本旨を貫徹するを以て経世の要務とす而して其の必要を感すること今日より切なるはなく其の機会を得たること亦今日より好きはなし以下之を細説せん

(一) 鉄道国有は産業振興の資たること

這回戦役の結果帝国の名声大に揚り世界列強の伍伴に列するに至れりと雖翻て財政経済上の推移を案するときは軍事の為巨額の国債を増加し又国家の位置上進に伴ひ将来新に諸般の経費を要すべきか故に一般国民の負担戦前に比し大に加重するものあり能く此等の負担に耐へ国家隆興の氣運を利導せんか為には内は海陸の物産並に各種の工業を振作して富力の増進を図り外は海外貿易を奨励して世界の市場に角逐し内外相応して経済上大発展を試むるの企図あるべきは復絮説を須むいさる所なり而して交通機関の整備運輸の疏通は一般商工業を振作する

の直路にして鉄道は実に陸上運輸交通機関の魁首なり故に之か運用の良否は直に産業の盛衰消長に影響するや頗る大なり今我鉄道の現状を見るに果して能く戦後経営の方針に合し遺憾なく其の機能を發揮し得へき乎北は北海道より南九州に至る二千哩に足らざる主要幹線に在りてすら其の管理既に七八を更へ而して此等個々の鉄道は其の分立に伴ひ徒に冗費を重ぬるのみならず運賃は不廉にして運転材料は其の共通を缺き遠距離直通運輸の如きは不廉煩累と遲滞との為遂に充分の発達を見ること能はず是れ即ち管理統一を缺くか為生する悪結果にして最敏速に且最経済的に物資を疏通するの便は一管理の下に主要の鉄道を統合するに非されは到底為し能はざる所なり又私設会社は其の本領として射利収益を目的とするか故に私設鉄道に対し公益の為自己の利益を犠牲に供し運賃の低減を行ひ設備の整頓を図らしめんとするか如きは素より不能の事にして鉄道の分立及営利的経営の存する限りは鉄道をして公益と背馳せずして能く一国の公道たる機能を發揮せしめ国家経済上遺憾なきことを期するは木に縁りて魚を求むるものと謂ふべきなり現時挙国一致産業の開発進歩を図るを是れ急とするに当り其の必須機関たる鉄道をして斯の如き不便利の現状に在らしむるは豈国家の為寒心すべきにあらずや

(二) 外人の鉄道株式所有より生ずる弊害

戦勝の結果帝国の真相明白となり其の財政経済上の信用頓に加はりたるは外債価格着に騰貴し内国債権亦既に外人の購買を誘致したるの事實を証するに余あり利に敏なる欧米諸国人か我主要鉄道会社の株券の如き其の確實にして有利なることを知るに至らば必ず進て之を買収し速からずして会社株主中に多数の外人を見るに至るへし若夫れ主要鉄道にして彼等の掌裡に帰し其の制御する所と為るに至らば其の弊害

百出終に収拾すへからざるに至るへきは杞憂に非ず試に其の重なる場合を例せば

一、国家非常の場合に際し大に産業の振興を図るべきの必要あるときは又は大に輸出を奨励し外国品と競争を試むるの必要あるときの如きは鉄道収利の如何を顧みず特に運搬力を増加し運賃の大低減を為さざるへからず是れ鉄道の収利に於て失ふ所あるも他の産業上に於て大に得る所あり結局国家経済の大体上利益とするを以てなり是の如きは内国人の管理する私設会社に在りてするを容易に行はれ難きことにして若し外国人の掌裡に帰したる会社に於ては到底其の実行を見ること能はざるへし

一、鉄道は經濟上必要なるのみならず軍事上に於ても亦缺くへからざる機関なり一朝出師準備を為し軍事輸送を実行するに當り今日の如く克く秘密を保ち且偉大の利便を供し或は車輛係員等を徵用する場合に於ては迅速円滑に之を処理し得るか如きことは外人の掣肘を受けるる会社に対し決して望み得へからざる事なりとす

一、鐵道国有は歐洲大陸諸國に於ても概ね其の必要を認め又我鐵道政策の方針としては既に確定する所あり今日余す所は単に実行の時期如何に在るのみ然るに若し其の時期を誤り私設鐵道の實権外人の手中に歸するに至らば假令後日に至り他の條件は之を買収するに充分余地あるの時期到来したりとするも果して能く買収を実行し得へきや否や測るへからず歐洲諸國に於て鐵道国有の實行に困難を感じるは其の理由種種ありと雖外國資本の勢力ある鐵道買収に於て障礙を來す場合多きか如し瑞西國に於ては既に其の傾向を感じ數年前万難を排して鐵道国有を断行したるか如き以て範を采るに足れり

外國資本の我經濟界に流入するは決して嫌ふへきことに非ず然れとも

其の投資する事業の種類並に其の方法の如何によりては國家は之か為却て不測の損失を招くに至るへし深く考慮せざるへけんや

(三)戰後財政の整理に便すること

一、十六会社所屬の鐵道二千七百九十二哩を本案所定の標準價格に依り買収するときは之か為五分利付四億貳參千萬円の公債を發行するの要あり隨て政府の公債總額は内債約拾四億貳參千萬円外債拾億七千万円合計約貳拾五億円の巨額に達すへしと雖鐵道買収公債は他の公債と異り従來經濟市場に流通せる有価証券即株式及社債券約貳億貳千四百万円に代り市場に出現するものなれば我經濟市場の証券吸収力に対する影響は深く顧慮するに足らず若し仮に影響あるものとするも素より些々たるものにして不生産的の爲新に公債を發行するか如き場合と同日の論に非ざるや勿論なり而して別表示す所の私設鐵道買収後に於ける事業収支見込調に依れば鐵道買収公債にして特別會計に依るものと假定すれば事業の収益により年々其の利息を支払ひ尚鉅萬の剰余を存すへき計算にして此の剰余金を以て公債償還に充つるときは三十四五年間に於て之を皆済し得へきか故に爾後國庫は年々約五千万円以上の収入を得へき計算なり然るに本公債たる前述の如く従來市場に存在せる株式及社債に代り出現したるものにして彼の株式に就ては市場は嘗て之か償還を夢想せざりしか如く本公債に就ても亦其の償却減少を需むるものにあらざるなり而して他方を顧みれば一般歳入に於ては戰時特別税にして平和克復の今日に至るも尚之を廢止すること能はず將來繼續徵收せざるへからざるもの其の年額約七千万円の存するあり之に代はるへき他の財源を求むること所謂焦眉首當ならざるものにして鐵道買収公債償還の資金に充てんと欲する年々の事業剰余金の如きは買収当初に於ては其の

額取て大ならざるも尚之を移して以て其の財源と為すに於ては財政整理上に其の便や尠からざるなり

一、這回の戦費を按ずるに臨時非常の税目を外にして単に将来の負担たるべき国債のみを挙ぐるも内外を合して約拾五億円の巨額に達せり此の内尚幾分の剰余あるへしと雖此を以て軍隊引揚費陸海軍器仗船艦の補充費並軍人軍属の給与及遺族扶助料等必須の支途に支出せは其の剩す所決して多きを望む能はず然るに東洋に於ける帝国の地歩を確実にするか為には更に軍備の拡張をも要すべく又韓国に對する宗主権を行ひ遼東半島租借地並新領土樺太南部の経営を完うするか為には今後数年間に尚數億円の経費を要すへきは亦視易きの數なり而して此等巨額の資金は我財政の現況に照すに之を公債に仰くの外他に適當の財源なかるべく然るに内地に於ては曩に約四億円の国庫債券を發行しあるを以て此上更に巨額の応募あるを必ずへからず故に勢外国の市場に向て其の大部分を募集するに至るへきは已むを得ざる所なり又他の一面に於ては既募国債中内債の全部及外債の一部は其の利率過大にして其の償還期限も亦近く五六年の間に過れるを以て之を整理償還して成し得る限り負担を軽減するの方を講ずるは当局者の責任なるへし凡そ此等多方面に渉る資金の需要は結局低利の外資を輸入して之に應ずるを第一義とすべく而して低利の外資を輸入せんか為には確實なる担保を提供するの必要あるや勿論なり国有統一の鉄道は此の外債の担保として最恰好のものたり之に依りて優に戦後の財政を調理し諸般の施設を進むるを得へきもの恐らくは他に之に匹すへきものなからん是れ即ち私設鉄道買取策を以て戦後財政の整理に便ありと為す所以なり

之を要するに鉄道は国有統一は戦後経営の急務にして其の断行は實に

財政經濟軍事等諸問題の乱麻を断つる快刀たりと謂ふも誣言に非ざるなり若し今日に於て国有統一の業を遂げざる時は或は終に実行の機なきを恐る鉄道国有は素より輕易の問題に非ず多少の困難あるは亦已むを得ざる所なりと雖世間の大事業何事か困難の伴はざるものあるへき唯達識洞觀断して之を行ふを要するのみ普国々有鉄道の今日の好成績あるは三十三年前彼の鉄血宰相か世上の物議を顧みず決然として国有政策を実行したるに基けり此の事豈独り比侯の鉄断を俟ちて而る後能くすと謂はんや白耳義は已に万国に率先して之を行ひ瑞西亦數年前に之を断行したり

(イ)号表

官私設鉄道総係費比較

一、官設鉄道総経費

貳拾壹万參千七百九拾五円

開業哩二千二百一哩に割當て一哩に付金百七拾六円五拾四錢

總収入金貳千參拾六万七千七百六拾七円に割當て壹万円に付金百

四円九拾七錢

一、私設鉄道総経費（十六会社分）

百四拾壹万七千五百貳拾円

開業哩二千七百九十二哩に割當て一哩に付五百七拾七拾壹錢

總収入金參千八百六拾四万九百七拾九円に割當て壹万円に付金參

百六拾六円八拾四錢

官設鉄道の割合に依り私設鉄道の総経費を算出するに

哩數に依るときは

金四拾九万貳千九百円 「哩數二千七百九十二哩に付百七拾

六円五十四銭*割注」

総収入に依るときは

金四拾万五千六百拾四円〔総収入参千八百六拾四万九百七十九円
壹万圓に付百四円九拾七銭*割注〕

以上二廉の平均額は

金四拾四万九千式百五拾七円となる

此金額と私設鉄道総係費の実額との差

金九拾六万八千式百六拾参円

は管理統一の結果節約し得へき金額となる

備考 一、官設鉄道中には北海道線を含ます

二、私設鉄道総係費中には諸税を含ます

三、官設鉄道総係費は三十七年度中の実額、哩程は同年度

末の実数を採る

四、私設鉄道総係費は三十七年度下半年度及三十八年上半年度

中の実額、哩程は三十八年上半年期末の実数を採る

(ろ)号表

連帯運輸調査に関する費用調

金六万四千参参円

金八万式千五百参拾八円

鉄道作業局一ヶ年連帯運輸調査費概算額
鉄道作業局に於ける一ヶ年連帯運輸収支総
額五百五拾万円に対し私設鉄道(十六会
社)に於ける同金額は七百六万円即局扱高

の約一倍二割八分に当る故に費用も亦約一
倍二割八分を要するものとし如上

金式万六千八百円

約五十個所に於ける連絡駅車号掛費用

合計金拾七万参千六百参拾八円

右は鉄道統一に依り運輸費に於て節約し得へき金額概算とす

備考 本経費の如きは一両年は推移に依りて大なる増減を来すへき

性質のものにあらざると同時に三十七年に於ては時局の關係

上連帯運輸に非常に變動を生したるを以て寧ろ三十六年度の

現状に就て算出したるものを適當と認め其金額を襲用す

(は)号表

官私設鉄道貯蔵物品代価

官設 式百八拾四万九拾五円

私設(十六会社) 四百七拾六万四千四拾八円

計七百六拾万四千式百四拾参円

同上の半額参百八拾万式千百式拾式円

備考一、官設鉄道中には北海道線を含ます

二、前記の金額中官設鉄道は三十七年度末調私設鉄道は三十八年

度上半年期末調を採る

(に)号表

官私設鉄道車輛費

官設 式千八拾六万三千六百参拾四円

私設(十六会社) 四千参百五拾参万百六拾四円

計 六千四百参拾九万参千七百九拾四円

備考一、官設鉄道中には北海道線を含ます

二、前記の金額中官設鉄道は三十七年度末調私設鉄道は三十八

年度上半年期末調を採る

三、私設鉄道車輛中には大阪、豊州、水戸、両毛其他三十八年度上半期前に他に合併したる会社の車輛費は包含せず

(は)号表

東海道線及北陸線平均運用車数

年 月	車輛走行哩程	平均一日運用車数
三十七年 四月	五、六一五、八九〇	三、六七一
〃 五月	五、九三七、三三六	三、八八一
〃 六月	四、四八四、八三一	二、九三一
〃 七月	四、九〇七、三九三	三、二〇七
〃 八月	五、三八九、七三四	三、五二三
〃 九月	五、一三八、五七九	三、三五九
〃 十月	五、九五二、二一五	三、八九〇
〃 十一月	六、二三五、七六五	四、〇七六
〃 十二月	六、六一四、九九〇	四、三二四
三十八年 一月	五、九六三、七五四	三、八九八
〃 二月	五、四五二、一九四	三、五六四
〃 三月	六、二五四、七六六	四、〇八八

故に

一日平均運用車数 三、七〇一
 最大運用車数(十二月) 四、三二四
 最小運用車数(六月) 二、九三一
 両極端の差数 一、三九三

右差車数一、三九三車は季節に依り不用に属することある車数なれば

車輛共通の結果として此差数を利用することを得べきものとす即ち之を一ケ年に通算し平均運用車数と最大運用車数の差を利用し得るものとすれば約二割弱の利用を増大し得る計数となる故に共通の結果全体に於て少くとも一割乃至二割の運搬力を増加し得へし

鉄道統一の為生ずる経費節約額

金九拾六万八千式百六拾参円 総係費
 金九拾七万参千六百参拾八円 連帶運輸に關する調査費
 金九拾九万百六円 貯藏物品代価半額の利子
 金四拾八万式千九百五拾参円 車輛費一割五分の利子
 計金百八十壹万四千九百六拾円
 備考 利子は年利五朱とす

● 16-1 メモ (遠洋航路問題)

遠洋航路問題

○政府は大正四年一月以降遠洋航路に關して当業者に対し如何なる命令を為し以て航路を継続せしめつゝ、あるや其期限は如何
 ○右の命令は如何なる法規を根拠として通信大臣は之を為したるか
 ○苟くも遠洋航路の補助に關しては明治四十二年三月法律第十五号遠洋航路補助法あり此法律以外に依るべきものなく又此法律に拠らざる可からざるに非ずや

○若し此法律に根拠を有せざる可からすとせば勿論同法第一条の但書に依り如何なる場合と雖も補助金額及年限に付其長短如何に拘はばらず帝國議會の協賛を求めざる可からざるへし他に拠る可き理由あり

るや如何

○遠洋航路法中主要の条項は補助の金額年限にして此二者其働きを為さ、る場合に於ては全文殆ど其用を為さず従て何等の命令も為し能はざるものと思はる如何

○帝國憲法第七十一条に於て予算不成立の場合には前年度の予算を施行す可しとの規定あり然れとも本問の如き場合に於て果して施行し得可き前年度予算なるものありや否元來航海補助法於て補助の期限は五年以内に限ることを厳定し尚ほ但書を以て其以内に於ける期間と雖も議会の協賛を求む可きものなる事を規定せり
本件は明治四十三年より四十七年十二月迄五年を期し補助を為し命令航海に従事せしめたるものなり其最終の期間満了せし場合何か残る

○良しや形式上前年度予算なるものありとするも不必要にも拘はらず全額費消し尽せとの趣意は断して無し斯る場合には不要額として剩除金となるなり又實際使用せんとするも実体上必要なる命令を為し能はざる場合には同様不要額となり終はらん此点如何

遠洋航路補助法

第一条 主務大臣は帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商事会社をして運送業を営む者に本法に抛り航海補助金を支給し五年以内の期間を限り左の遠洋航路に於て定期航海に従事せしむることを得 但し補助金額年限に付ては帝國議会の協賛を求む可し

一 欧州航路

二 北米航路

三 南米航路

四濠州航路

本法に於て補助航海と稱するは前項に依る定期航海を云ふ

遠洋航路補助法の規定に依り成立したる経費は憲法第六十七条に所謂法律の結果に依り又は法律上政府の義務に属する歳出と稱す可きものと思はる、か如何

果して然りとせば之を使用する場合に於ては如何なる場合を問はず法律を根拠としたる命令に依らざるへからざること当然の結論と思はるか如何

● 16 | 2 メモ (米価調節 生糸救済問題)

米価調節生糸救済問題

○米価調節生糸救済問題は實に國民生活上直接の問題にして其利害に依りて可否の議論ある可やは当然の事なり。社会政策上の問題ともなり國民經濟上重要な案件にして其実体上議会の協賛を経べき性質にして其協賛を経るの法式か法律の形によるか將た予算の形に於てするか或は將來にも渉るものとせば予算外國庫の負担に依る形によるか是等皆畢竟形式に関する問題にして其実体か議会の協賛を経べき性質のものたること蓋し一点の疑なかる可果して然りとせば議會解散の爲め而かも次の議會を待つことを得ざる迄の緊急必要かありとせば憲法第八条緊急命令に依るか又は同第七十条の規定に依り財政上緊急処分とするか何れかに依らざる可からざるに非ずや然るに是れは單に行政命令に依り此重大なる案件を實行したるは果して如何なる理由に基くか

● 18 メモ (遠洋航路補助についての意見)

一 巴奈馬、紐育航路を「シヤトル」に寄港せしむることは事実上「タコマ」航路と競争を甚しくするに均し如何となれば現在では郵船三隻商船に六隻に船舶を補助したるに巴奈馬航路に対して八隻の船舶に補助することは郵船のシヤトル航路に新たに大船五隻を増加すること、なるこれ名義上郵船、商船の競争航路を整理せんと、云ひながら実際は却て競争を激甚ならしむるものなり

一 巴奈馬航路を「ロスアンゼルス」に寄港せしむるときは桑港航路の貨物を吸集し又テキザスに寄港すれば桑港に出づる綿花を裏門にて掬ひ取り東洋汽船の桑港線と競争を生し又「マンザニヨ」「サリナクルス」に寄港せしむれば南米航路と競争を為さしむるに均し

一 故に純粹の巴奈馬航路を開くを急務とせば須らく横浜より巴奈馬に直航それより又紐育に直航々路を開くべし

之れ他会社の領域を侵害せず又二重に補助金を与へずしして航路の目的を達すべし

一 蘇西經由の紐育 (附近共) と東洋 (日本、支那、比島) との間の貨物は一ヶ年約

輸出十五万屯 輸入二十万屯

なるか之に従事する船舶二十三隻ありて出航回数四十七回あり新航路としては輸出四万五千屯、輸入五六万屯を取り得るか最上なり故に六千屯の船にても其輸送力は十萬屯以上に及ぶ故に充分なり故に之れ以上の船舶を使用して補助金を多くする必要なし

若し大船を必要なりと云ふ者あればそれは大阪商船又は東洋汽船と交互錯綜して太平洋の貨客を競争する目的あるか為なる可し

六千屯の汽船を使用して約三週間一回の出航を為せば補助金は一ヶ年百五万円にて足る

一 巴奈馬航路開通するも「シカゴ」以西米国の全面積約三分の二に當る地方の貨物は巴奈馬航路に依らず

一 生糸は価高き商品にして到着を急ぐ必要より、又茶は「シカゴ」近傍に輸出すへき商品なるを以て共に此航路に依らずして鉄道に依る貨物なり

一 郵便物も亦此航路に依るもの殆んど無し

巴奈馬航路に関し謬見

一、巴奈馬航路に対しては石炭の供給頗る不便なるか故に之を避くる為め大船を使用し日本にて往復使用の石炭全部又は大部分を積取らざる可からず故に同航路には大型船を使用する必要ありと云ふものあり

此説は航海業専門家以外の唱ふる処なるべし米國東海岸に於ては至る処石炭の供給自在にして上等の船用炭積込八円前後にて購入し得べし態々大船に依りて日本より往復の石炭を運搬する必要なし

尤も補助航路の場合に大型汽船は補助金大なるか故に之に使用する時は多くの補助金を受く得べく而して到底之を満船にする荷物なき故結局日本にて焚料炭を多量に積込むこととなる可し然れども如此きは畢竟石炭を焚く為に往復する船舶に補助金を与ふるの結果となる可し紐育に於て、一屯八円 (ノースカン、ハーラン、トボカホンタス) 「ニューオリインズ」に於ては一屯七円五十錢 (ピッツバール炭) 巴奈馬にても十円なれば供給せらる可き見込なり然るに日本より復航の石炭を積行く時は日本にて六円石炭にても計算上十三四

円となる可く到底商売上に話にならず

一、巴奈馬航路は各国共に競ふて航路を開く故日本も航路を開かざるは他国に後る、恐れありと云ふものあり

各国にて同航路の開航を計るは企つ可き理由あるなり欧州諸国中南北米の西海岸に航路を有するものは当然同運河の通航を企つるは当然なり又米国西岸の穀類は欧州に大市場を有し又欧州の移民は米国西岸に大需要ありと云ふ見地より争つて開航を企つるなり又欧州諸国より東洋を経て米国西岸に航路を有するものは帰航運河を通航するにより營業上利益なる故之を為すのみ日本の計画するか如き東洋と米国東海岸との航海は従来の「スエズ」航路を計画しあるのみ他に甚の計画者なし

日本か巴奈馬航路を補助する必要あれば何故に今日まで蘇西經由紐育航路を補助せざるや之れ実に無意味なり

三、巴奈馬航路は早く開かされは利権を失ふと云ふ説あり

巴奈馬航路に如何なる争ふべき利権ありや早く開かされば棧橋等を得ること能はずと雖も紐育にては何時でも使用し得る棧橋あり貨物船には夫れにて充分なり現に今日の蘇西線の全線は如此き棧橋を使用しつゝ、あり何時にても当分同一条件にて使用し得可し、又「ニューオリエンス」は棧橋は一切市営にて一会社の独占を許さず故に何時にても新しき会社古き会社と同一に使用し得可し紐育も如此くなる傾向あり「コロロン」「パナマ」にては棧橋は凡て官営にて何人にも平等に使用を許すこと、なれり故に先んずるも利権の収む可きものなし荷主は従来に於ても各線路によりて貨物を積出しつゝ、あり故に我巴奈馬航路の開通を待て其荷主とならんと待構ひつゝ、あるものあるに非らず故に先に取らざれば人に取らるゝと云ふことなし

又「コムフェレンス」の如き後より来るものを入れずと云ふが如きこと断じてなし相当の定期航路なれば「コムフェレンス」の方にて其の加入なきことを恐るゝ位ゆへ断して開航が遅るれば排他せらるゝと云ふが如きことなきなり

代理店杯は何時にても充分信用ある店にて先方より希望するもの有り余る程あり

故に如此きことは少しも憂ふる必要なきのみならず全く杞憂なり

〔附図略、以下附図に記入された但書〕

第一 パナマ航路をシヤトルに寄港するとせばタコマとの競争は事実

上激しくするに同じ現在商船六隻郵船三隻ある処へ新に五隻を加へシヤトル航路を廢し五十万円を削りパナマ航路名義の下に百六十万円を請求するとの風説ありさすればタコマ航路との競争を猛烈にす

第二 ○ロスアンゼルスへ寄港すれば桑港線、南米線の貨物を左右より掬ひ取り隠に桑港南米兩線との競争を起す

○テキサスに寄港すれば棉花等を裏門より奪取り桑港線との競争を生ずるなり

第三 ホンコン、ヨコハマ間に三重の補助金を三会社に与へ外国人の貨物を安い運賃にて運送し世界の物笑となり居れりパナマ新航路の終点をホンコンとすれば四重の補助となるか故にパナマ新航路の終点はホンコンを止めヨコハマとすること

第四 ニューヨーク、スエズ線は東洋（日本支那マニラ）間輸入二十万屯輸出十五万屯従事船二十三隻出帆度數四十七回ありて日本

に出入するもの十分の一に過ぎず此の内パナマ新航路に吸集出来るものを往復各四五万屯つゝと仮定すれば六千屯の船六隻にて其輸送力十萬屯に及ぶ故に七八千屯の大船なれば三分の二以上余積ある計算なり

一説にはニューヨーク付近は石炭の価高き故日本より往復の石炭を積み行くとのことなるがニューヨークにては一屯七八円にて上等の石炭を買ふこと容易なり又棧橋は官、市所有のものに付世界に先んして契約せすとも後よりにても其使用自由自在なり

蘇西船の従来やり方に照らせば直に分る如此ことにて大船を造るは調査の足らぬ故なりパナマ新航路は六千屯の船六隻補助金一年百五万にて足れり

●23 仲小路農商務大臣訓示（省員一同に対して）

仲小路農商務大臣訓示（大正六年五月廿六日省員一同に対して）

今日は諸君に対してお伝へを致す可き事がある、それは昨日の官報で一般に示されたる内閣総理大臣の各官吏に対する訓示の事でありますが、定めて諸君に於ても既に熟読せられたことと存じます。尚ほ総理大臣よりは成るべく其の趣旨の在る所を十分に各部下の官吏に徹底を致すやうに取計らひをして貰ひたいと云ふことの通牒がありました、本官は常に考へる、官吏の官吏たるべきことに付いては固より常に守らねばならぬ所がある、実は総理大臣よりの訓示を俟つまでもなく各省大臣に於ても、特に責任を有して居る其の部下に対して、それだけの心得は常に致して置かなければならぬことであらうと存じます。殊に此際総理大臣より極めて情理を尽くされたる訓示を垂れられ、尚ほ

其の上にも其の趣旨の徹底をするやうに取計らひをして貰ひたいのとこのことである。本官は此点に付いて心に忤怩たる感を致すのである。固より訓示の趣旨は一同に対して深く徹底を致し、貫徹する迄に力を尽すは当然の事である。従来は如何に貴重なる訓示と雖も唯一片の形式だと考へて、唯僅かに書面の上に於て形計りの通牒さへ致して置けば事が相済んだと考ふるものも尠くはない。是れは本官の甚だ探らざるところである、形式の上に於て唯書面一片の訓示は其の実に於て何等の価値を為さない。訓示をして其の實あらしめ、効果あらしむることは、一に其の趣旨を貫徹し、徹底し、而して之を実践躬行するに在りと信じて居るのである。殊に近來の風潮は如何に大切なることも極めて冷淡に之を迎へるのである。新聞紙上に於ては如何に国家の爲め国民の爲めに大切だと思はれる事柄も、故らに極めて軽く之を迎へ時としては冷笑的批評を加へて之を軽侮せんとする事の上に汲々とし却て其の實質に於ける不当に就いては考慮致さぬ傾がある。本官は斯る行爲は實に之を屑しとせざるのである。苟も其の事柄が至当にして国家国民の爲に有益なることであると致したならば、之に就いては十分の敬意を払ひ、努めて之が実行を期するは当然のことである。本官は今回の総理大臣の訓示は實に今日の時弊に的を致し、字々句句々に取つて斯くなくてはならないものだと思ふのである。従て此の訓示の趣旨は苟も本官の責任を有して居る其の部下に対しては何処迄も貫徹せしめたいと思ふ。而して自分自らも実践躬行を致す積りである。諸君と共に本官自ら先んじて此事を實踐躬行を致したいと思ふ。又諸君も本官と共に責任を分つ人である。故に實踐躬行に努められたいと深く希望致す。今回の総理大臣の訓示の趣旨は凡そ五箇条に分れて居る。

其の中の第一は、官吏たるの本分を恪守すること。苟も官吏として

大小輕重の差こそあれ、其直接間接の別こそあれ、何れも均しく天皇陛下の任命を辱うするものであるから自から其地位の重きことを自省をしなければならぬとの趣旨である。是は自分も平生より常に其感を懐く所であつて畢竟は官吏自からが自分の地位の重きを知らず、世の中が漸次物質上のことに傾くに至つて、遂には官吏自からが其身の貴さを忘れて何だか自から見糞らしい思ひを為して居る。本官が斯く申すからと言つて官吏として敢て威張れと云ふのではない。凡そ威張ると云ふことは極めて賤劣なる思想、自信力のない者其の致す所である。己れ自から自分を卑むるか、又他人が己を卑めて居るであらうと思ふから之に対して故らに威張りたいたい感じを起す。是は明らかである。自分自からが自分の地位の貴きを知つて他人が相當の尊敬を払つて居る者だと云ふ感じを持ったならば決して其の人は威張るものではない。故に先つ以て大事なるは自分の本分を自覚いたすことである。自分自から曾て下級の官吏に居つた際にも斯く考へた。地位に上下の区別こそあつても自分は官吏である、俸給は安くて地位は低くとも日々に執つて居る其職務は直に国家国民の為に努力しつゝあるのであると云ふ感じが己れ自からを慰むることの少なうなかつたのである。唯今以て其の感じは変らぬ。何処迄も己れ一身の爲めではない。一身を捧げて上は君主に報じ国家国民の爲めに赤誠を致して居るのであると云ふ其の感じは自から省みて胸中に甚だしき愉快を感じ、自から其の職務の崇高なる事を覚ゆるのである。是に至つて始めて職務上に趣味を持ち興味を持つ、職務上に趣味を持ち興味を持つてこそ、此に初めて事蹟も挙るのであるとは絶えず自分の申述べて居る所である。願くは諸君に於ても地位の高下大小如何に拘らず、苟も官吏である以上は其の身は直ちに国家国民の利害休戚と相關して居ると云ふ感じを以て、

寸毫も自から輕することなく、赤誠を以て職務の爲めに竭すと云ふ感じは自から人の崇仰尊敬を受くるに至るのである。何卒此の点に付いてはどうか深く胸中に其の考へを持つて貰ひたい。

次には官吏たるの品位を保つこと。自分は今日職務として国家の爲めに産業の振興、国富の増進を掌る農商務大臣の職責として、当然此点に尽くさねばならぬと存じて、日夜其の事を口に致し或は地方に於ても其の事を高く唱へて居る。今日の場合に於て国家を富強ならしめんが爲めに国民個々の富を望んで居るのである。併ながらそれと同時に弊害のあることを知らぬではない。富の増殖を期すると共に一面には所詮黄金万能、何事も金の世の中だと云ふ感じを一般に波及せしめぬでは無い、此点は実に本官も甚しく憂ふる所である。一面に国家の爲めに産業の興隆、富力の増進、個々の富を唱へては居るけれども、同時に亦一面に於ては黄金万能、何事も金の世の中だと、さう云ふ思想が一般に瀾漫するのは甚だ困る。殊に官吏の本分としては世上の者が唯富を、富を、と言ふが爲めに、遂に己自らも亦世の中の風潮に走つて唯々黄金の跡を追うて走る。是が滔々として一般の風を成し、遂には其職を奉じつゝある官府の爲めには一方ならぬ恩誼を有し尠なからぬ關係を持つて居るに拘らず、一朝蕩然として其の職務を抛つて他に職を求めんとする。是が果して到る所に其の通であるか否かは知らぬが、或は在職の身で居りながら其在職中に他に都合の好い所はないか、何とか良い行き先きはあるまいかと、現に其身は官吏で居りながら正実其の職務を執るの誠意無く、唯だ其の地位と職務の關係に依つて民間に都合の好い事情があるならば、それに転じたいと日夜焦慮しつゝあるもの尠なからずと聞く、果して然らば、是等の輩は実に其の人自からが自己の地位を輕んずるのである。其一人二人の人が官

吏の地位を軽んずがために、遂に官吏全体の地位を辱しむるに至るのである。官吏の総ては決してさう云ふ考を持つた者計りは居らないのである。併ながら一人二人のさう云ふことをする官吏の為に、役人たる者は総て其の地位を利用して種々の事を漁つて居るのではないかと云ふ感情を持たした者は尠くないのである。更に甚だしきは茲にもある如くに其地位を利用して世に忌はしき犯罪等を為す者がある、実に殆ど言語の外に出でたるものである。苟も官吏として国家の刑典に触れる事すら実に恥辱の至りであるに、是等二三者の行為の為に遂には全体の官吏の面上に汚点を下だすことになる。固より斯ることは本官の責任を有して居る農商務部内には断じて無いと信ずる。唯私は職務上の地位を避けて単に個人として考ふるも、一二の人々が斯様なことのあるがために、遂に官吏全体風儀を害し、官吏全体の威厳を失墜せしむることになるのは実に痛嘆に堪へない思を為すのである。

官吏としては飽く迄も其の品位を保たねばならぬ。假令富貴榮華に在らずとも金殿玉楼には住まずとも、一種胸中には崇高なる觀念を有し、身には纏縷を纏ふて居つても、又如何なる富貴尊榮の者と同座しても恥ぢない。茲に其の身の貴きことを知り、其の品格の正しいことを知るのである。決して人の品位品格の形容ではない。如何に金殿玉楼に住まへばとて夜の目も安穩に寝られない者もある。それと同時に纏縷を纏ひ茅屋の裡に居つても、天地に感通する崇高なる者毅然として冒す可からざる威厳を有して居る者もあるのである。何卒官吏としては此の感じを以て居て貰ひたいと思ふ。

其の次は繁褥を省き簡捷に就く事、是は官吏の職務上のことに付てのことであり、此ことも自分は早くから氣か付て居つたのである、実に斯くなくてはならぬ、世の事物の複雑に伴ふて事務は日々に増し

て参る、日々に事務は増して来る其の上に世事は日に繁劇を加へるのである、斯の間に処するには決してのろのろとしたことではいかなくなる、寸時を争ふ、寸刻を争ふ、此際何事に付てものろのろしたことではいかない。何事も手つ取り早く片付く様で無くてはならないのである。即ち複雑なることは努めて之を簡捷にする、簡易にする、努めて乱雑なことを整頓する、さう致して行かなければ事務が上らぬ、何も彼もやりつ放し、のろのろして居ると、それが為に時を費し、日暮しては、如何に多くの役人が殖えても、如何に多くの局謀が出来までも到底そんな事で治績の挙げらるべきものでもない。殊に我農商務の事務の如きは今日の時勢上益々張つて来ると思ふ、農商務に關する事務は将来愈々拡大もしなければならぬことになつて来ると思ふ。是は時勢の必要上さうなるのである、此の最大なる目的を達する為にも成るべく事務は簡捷にして、手つ取早くてきばき事が片付くやうにし、而して一般国民もあれ迄にやつて貰つて居る、けれども手が足りない、是では如何にも無理であり、氣の毒であると云ふ感じを有させなければどうしてもならないのであります、故に努めて簡潔を貴び何事に付ても簡單、明瞭、飽迄もそれを遂行してどうぞ総てのものが複雑にならないやうに事務を敏活に処理が出来るやうにして貰ひたいと思ふ。

其の次は公私の別を明にする事、是も洵に至当なことである、凡そ官吏として事務を執つて居る者は公私の區別が明かで、胸中に公明正大の感じがあれば少しもやり悪いことは無い。是は自分の実験であります。所謂虚心坦懷にして公明正大の感じを持って居れば、決して総ての事務に當つてやり悪いことは無い。茲に胸中に一物を挟み私意を懐くと、それから事が難しくなる。胸中に一物を挟み私意を懐く、当り

前のことを当り前にやつて行けば宜いのであるのに、それを何とかして甲の為に都合の好いことを図らうとか、何とかして乙の奴を排除してやらうとか、胸中に此の感じが出来て来ると是からが無理が始つて来る。是が所謂一物を胸中に挟むを云ふのであつて、最早公明正大では無い、所謂私心を挟んで公事を為さんとするのである、それを強いて其私を為し非を遂げんとするから益々事が難しくなつて来る。畢竟さう云ふ愛憎偏頗、公平を欠く事は到底遂げらるゝものではない、一時が万事で総てにさうなる。それは洵に人情をして固より難しい所である、人は情に制せらるればどうかすると愛憎偏頗の念に駆られ易い。斯く云ふ自分等も木石ならぬ人間、時としては情にも駆らるゝ、けれどもそれは努めて矯める、努めて理性を以て其の情に泥むことを排除しなければならぬと思つて居る。それであるから私は常に読書を努め又人にも之を勧めるのである、書物も何も読まぬやうな者は感情ばかり強くなつて、理性を消耗させる、成るべくは理性を活躍させて情実を押へなければならぬ、情の迸り出る儘にすれば理性は無くなつて仕舞ふ。故に常に暇があれば読書修養、是が如何なる地位に居つてもさうしなければならぬ、然らざれば放縱不羈に流るゝ。唯情の赴く儘に意を擅にすると其の結果愛憎偏頗の念が起つて来る。人を使ふにも其の通り又事務を処理するにも其の通り。人の請託を容れる、頼みも受けると、何とかしてやらねばならぬ、何とかしてやりたいと思ふと無理か起る。故に此の点に付ては努めて公私の別を明かにし、職務の上に於ては公明正大、寸毫の私意を挟むことなく、道理の示す所に依つて至当の方法を執る、一言にして言へば無理をしないことである。

其の次には秩序を正しくし、言議を慎み機密を保つ事。是も洵に当然のことだと思ふ。凡そ世界何れの所と雖も、秩序、「オルダー」の

重きを言はぬ所はない。人類群居して、此の中に秩序が立たなくては一日としてそれが全うなるべきものではない。況んや役人として多数の人と相共に協力して事務を執る者は何としても秩序は大切、上下の礼は自から正しくしなければならぬ、先進後輩の区別自からある、然るに近來往々にして秩序を紊り、それを以て一種奇抜なる行動の如く思ひ、或は上を軽んじ、人を蔑ろにし、それを以て一種豪邁の積りで居る、是皆誤つて居る、要するに左様なことで之を一家に処して一家は一日も治つて行くものではない、一省に処して、一省決して纏まるもので無い。一国に処して一国固より纏らぬことは当然である、何事も秩序は必要である、併しながら之に付ては又一面に自省しなければならぬ、形式のみでは何んでもない、実質之れに伴は無くてはならぬ、即ち名実全くなくてはならぬのであつて、之を一省の中に見るも大臣たるべき者は大臣らしい大臣でなくてはならず、次官たるべきものは次官らしい次官でなくてはならず、局長、課長皆さうである、其地位の重きと共に亦其實質に於て、識量、技倆、勤勉、努力、総ての点に於て成る程其他位に適した人である、如何にも尤もだと云ふので初めて下之に服するのである。形式の上にて縦しや其地位を占めて居つても実質之に伴はかつたならば必ず其の所に種々なる事故か起つて来るのは誠に已むを得ざる所である、故に身苟も人の長となるべき者は先づ自から省みて、而して其の自信と確信とを以て下に向はなければならぬのである。又人は如何なる時と雖も比較的公平である至当なる長官、至当なる局課長、感服すべき行動のある者は、仮令表面では如何に貶して居つても、腹の中では成る程と感服するものである。如何に表面で推服するが如く為して居つても、心の中で推服しなければ何もならぬことである、故に上下共に秩序を重んじ、秩序を保つと共に、

形式ではなくして、実質、実態より其の感じを持たしめるだけの心掛が無くてはならぬ、故に人は其の位置が高ければ高いだけの責任がある。何卒各局長、課長其の外各所々長を初め何れも責任を持つて居る、方々は、能く其の点に於て自から考へ、自から顧みて、さうして之を以て部下を率いらる、様に切望致すのである、又人の部下に居て職を執る者は唯徒らに上に反抗することのみが能ではない。然るに中にはさう云ふ人間が居る、己れ自からの不能を顧みずして唯徒らに上に反抗する事のみを以て奇抜と心得て居る。甚だしき間違ひである。故に是れ亦相互に其の考へを持つて先づ其身自らを省みなければならぬ。殊に言議を慎み、機密を守る云云、是亦誠に至当の事であつて今日は何れの場合に於ても多くは衆智を集め、衆力を集めて以て省内局内の事務を挙げんことを期する従つて其の結果として多くの者の協議となり、相談となり、審議となつて来る。其の場合に、協議審議の際に於ては出来るだけ議論はあつて宜しいのである、遠慮は要らない。意見を闘はし議論を戦はずと云ふことは一向差支へない。さりながら銘々の意見は銘々の意見。それが纏められて、一つの意見と成つて責任のある者が裁決を下して仕舞つた以上は、それは一つの議決であると思ふべきではない。其の後は此議決は重んずべきものである。然るに往々にしてそれで極めて置きながら、陰口を利く。あれはあ、成つたけれども実は我輩は反対であつたとか或はあれは間違つて居るとか種々の後言をなす者がある、是は実に秩序を重んぜざるのみならず、事理を解しないことになる。又男子らしくもないことである。一度議が決したる以上は、それは一つの議決である。従つて之れは尊重する意気が無くてはならぬよしや其意に反するとても議一たび決したる上は潔く之れに従ふが当然である然らざれば決して事務は挙るもの

では無い。是等のことは事務を執る上に於ては極めて大切であるさう云ふ点に付ては何所迄も言議は慎まなければならぬ。但し言議を慎むと云ふ為に一切の討議議論を避けよと云ふやうな胸量の狭いことは言はない。唯討議され、協議された結果に対して言ふのである。殊に機密に対することも其通りである。自分の考は大体に付ては何事も公明正大なることを期する。世上に公言して憚らぬ積りである、併ながら如何に世上に公言して憚らないものと雖も或る期間内は秘密を要することがあるのであつて、殊に国際上の関係等に付ては最も其の必要がある。些細な不謹慎の言葉に依つて一国に禍を為したることは少からぬ例がある。斯かることは官吏の本分としては勿論注意致し、又職務上注意を致さなくてはならぬこと、思ふ。否らざれば総て一国に禍をする、或は一省に禍をする。之を小にしては其局、其課に禍をするやうなことは避けねばならぬ。是は己が省を思ひ、己が局を思ひ、己が課を思ふと、飽迄もさう云ふことの為に全体を害してはならない。どうかさう云ふ点に付ては能く一同に於て注意をさるるやうに致したい。今回此時機に於て総理大臣より斯の如き訓示が出たと云ふのも、是は決して偶然ではない。実に近来に於ける世上の情勢は容易ならざる時である、或は隣邦支那の如き近くは露西亜のこと、言ひ、世界到る処実に少からぬ紛雜紛擾が起りつ、あるのである。それが為に幾多の人々が迷惑を為し、幾許の人が道路に迷ひつ、あるが所謂黎民塗炭の苦に陥るとは実に此有様である、畢竟は国民的統一を欠いて甚しく基礎を微弱にした結果が遂に紛亂に紛擾を重ね、多くの良民迄も塗炭の苦に陥るのである。我が帝国は幸にして一種特有の国体を有し、上に磐石の基礎を有せらる、皇室を戴き、二千有余年の久しきに亘つて鞏固なる基礎を有して居る国民である。自から上下和輯総て一大家族を

結成せるもの、如く殆ど家族の拡大せられたる状況を以て国家が形造られて居る。此の基礎、此の折角の賜は我々は勿論、我々子孫の後に於ても、飽迄も之は擁護しなければならぬのである。然るに數年來我人心は種々に傾き、各種の思想流入すると共に人心は其向ふ所に迷ひ、遂に己が有する「オリヂナリチイ」迄も無くするのである。実に今日の場合に之より大切なることは無いのであります。畢竟此の際に當つて、總理大臣より斯かる訓示が出で、尚各省大臣に於て此の趣旨の徹底するやうにと云うことの希望のあるのも実に既往並に現在及び将来を考へられてのことである。どうか諸君に於ても能く此の趣旨を甄味せられ深く其旨意の存する所を察し一に実践躬行を期せられたいのである、自分も御同様に御同前の力と相俟つて、能く總理大臣の趣旨の貫徹するやうに致したいと思ふ。夫れに付ては先づ自分より誓て実践躬行の事実を示す積りである。何卒諸君に於ても能く々々其深意を体せられ折角実践せられむことを具々も希望する次第であります。

● 24 引継事項（農商務省）

引継事項

目次

- 一、農務局
- 二、商工局
- 三、山林局
- 四、鉱山局
- 五、水産局

- 六、臨時米穀管理部
 - 七、臨時産業調査局第一部
 - 八、同 第二部
 - 九、同 第三部
 - 一〇、同 第四部
 - 一一、戦時保険局
 - 一二、特許局
 - 一三、大正八年度歳出概算
- 附大正八年度臨時事件費概算

農務局

一 米価調節に関する件

昨秋以来米価昂騰の趨勢あるに方り各種の施設を為して応急の策を講したるも更に根本策を樹立するの必要を認め物価の調節其の他国民の生活に緊急なる経済上の施設事項を調査審議するの目的を以て設置せられたる臨時国民経済調査会に対し大正七年九月左の綱領に依り米価調節の制度を樹てむとするの可否を諮問せり

米価調節の綱領

- 一米の最高最低の価格を定め置くこと
- 二予定の最低価格を下るときは政府は買入資金貸付其の他適當の方法に依りて之を貯蔵し其の低落を防止すること
- 三予定の最高価格を超ゆるときは政府貯蔵米の売出、外米輸入其の他適當の方法に依り不足數量を供給し以て其の騰貴を防止すること
- 四米価調節上必要あるときは米以外の主要食糧に付相當の措置を為すこと

五外国米の専売を為すこと

六米価審査会を常置し調節すべき米穀其の他主要食糧品の価格の限度

制限に付諮詢すること

以上の目的を完ふせんか為左の立法を必要とす

一米価調節法

二外国米専売法

一 開墾助成法制定に関する件

国民食料増殖の根本策として開墾を奨励するの必要を認め已に大正七年度より土地利用計画を開始したりしか之に伴い開墾助成法を制定するは実績を収むるに付必須の方策なるか故に右法案を第四十議會に提出の見込を以て大蔵省の同意を得進て略ほ提出の準備成りたるも会期切迫の爲之か提出を延期したりしか第四十一議會に開会の初に方り之を提出し一日も速に之を実施するを急務なりとし已に法律案助成金各年度予算及法律施行に要する経費予算を総合して大蔵省に送付しあり

一 耕地整理法中改正の件

開墾、埋立、干拓等耕地拡張を奨励するに当り現行耕地整理法中不便とする事項に付改正を加ふるの案を第四十一議會に提出の必要あるを以て目下省内に於て審議中

一 農業水利法制定の件

耕地の拡張及改良の実績を挙げむには農業水利即ち灌漑、排水の利便を得ると否とに依ること甚大なり然るに本邦の農業水利は旧慣其の他の事由に制せられ不便を感すること多大なるか故に特に法律を制定し

て其の不便を除き水利上充分の利益を収むるの必要あるを以て目下省内に於て調査立案中

一 農会法改正に関する件

第三十七帝國議會に於て衆議院議員より現行農会法を改正し経費強制徴収の途を開くべき法律案を提出可決したるも貴族院に於て議了するに至らず当時農会法全般に付改正如何に関し主務局をして実地調査せしめつつありしを以て意見の決定を為すに至らざりき其の後主務局をして農会法全般に亘る改正法律案を立案せしめ其の成案に付審議中更に第四十回帝國議會に於て衆議院議員より前同様の法律案を提出可決したるも貴族院に於て議了するに至らず目下主務局に於ては法全般の改正に付調査中

一 狩猟法施行に関する件

大正七年四月法律第三十二号を以て狩猟法を改正せるも大正八年四月以後に於て之を施行する予定を以て同法施行規則の改正に付目下審議中に属し且つ大正八年度予算に之か所要の経費を計上せり

一 輸入獸類検査所に関する件

肉畜及皮革其の他工業原料品の輸移入激増に伴ひ大阪港に輸入獸類検査所を新設し及神戸港検査所に港務獸医官一名を増員し又支那山東省畜牛の輸入に對し現に福岡県下福浦検査所に同牛収容所を新設せむとし之を内務省に移牒せり

一 農産物市場奨励に関する件

農産物市場の普及発達は生産者及消費者間の需要供給を円滑ならしめ生産の発達を図る上に於て極めて重要な故に之か目的を達する為大正八年度に於て公益的農産物市場の建設費に対し国庫補助を為すと共之か指導監督を為さんとし其の所要経費を計上せり

一 主要食糧農産物改良増殖奨励に関する件

本邦に於ける主要食糧農産物の生産は未だ以て国内の需要を充たすに足らず又之か生産原料たる肥料は毎年の輸入額六七千万円の巨額に達するを以て中央地方相俟て主要食糧農産物の品種改良の普及奨励及栽培法の改善普及を図り又自給肥料の増殖奨励を為すと共に其の経済的使用に関する事項の調査を行ひ以て改良増殖の実を挙ぐるの必要を認め大正八年度予算に於て之か経費を計上せり

一 茶業試験場新設に関する件

製茶は近時内国に於ける生産費の増加と海外市場に於ける競争激烈なるとに依り当業者の利益甚たしく減殺せられ輸出額動もすれは減少せんとするの趨勢に在るを以て適當の生産地に独立の茶業試験場を設け茶樹品種の改良其の他栽培及製造法に関する事項の研究を為さんとす

一 園芸試験場設置に関する件

近時園芸業は発達の機運に向ひ將來に於ける發展の余地亦頗る多し依て品種の改良、育成、病害虫の駆除予防及加工品の製造等に関する試験研究を為し一般園芸業の発達を図ると同時に輸出の振興を期すると極めて重要な故に之か目的を達成する為現在の農事試験場園芸部を廃止し別に園芸試験場を設置せんとす

一 緬羊飼育奨励に関する件

緬羊の飼育奨励は羊毛自給の目的を以て大正七年度より開始せられたる所にして羊毛需給の關係は緬羊増殖の急を告ぐるものあるを以て大正八年度に於ては種緬羊を増加輸入し二ヶ所の種羊場を増設する等之か蕃殖を図り又前年度に於ける奨励施設の外民間に於ける優良種緬羊の買上を行ひ種緬羊輸入者に対する補助及民間団体の技術員設置費補助等の事項を行ひ以て極力指導奨励監督の実を挙げんとす

商工局

一 米國輸入制限に関する件

米國政府は本年三月廿三日第一回輸入制限を為すと共に第二回輸入制限品目を内示せるを以て本邦政府よりは第一回制限品目表よりレース、ドロウンウオーク類、落花生及米の除外方を又第二回輸入制限品目表中より花筵、真田、鈕釦、帽子、刷毛、陶磁器等の除外方を交渉第二回制限品目中よりは花筵以下の交渉品を除外せられたるも第一回に対する交渉は米を除くの外未だに解決するに至らず

一 支那関稅改訂問題に関する件

大正六年三月支那は列國に対し物価騰貴を理由として其の関稅の現実五分改正を提議し右に対し列國共無条件にて容認せるを以て本年一月より上海に於て之か改訂會議を開催最初暫行率に付て協議する所ありしか議纏らずして不成立に終り次に改訂の基礎たる年度及價格等の問題に移り目下各品目に付き其の分類、稅率等の協議を為しつつあり

一 瓦斯事業法制定に関する件

瓦斯事業の取締並に保護の爲め瓦斯事業法制定の必要を認め当省の議を経て草案を作り内務省と協議中に属す

一 曹達灰供給不足対策に関する件

曹達灰は米国に於て之か輸出制限を断行せしより我大小工業の蒙る影響甚たしきを以て之か対策として自給自足の方途を講ずるか爲め年額三万吨の能力ある「アンモニア」曹達工場を原料たる塩の廉価にして且多量に供給せらるる関東州に急設するを適当と認め客年来拓殖局と協議中に属す

一 軍需工業動員法施行に関する経費の件

軍需工業動員法施行の爲各局並に地方庁に増員するの必要あり目下之か経費の概算編成中

一 正米市場に関する省令改正の件

米価の恒久的調節の爲め全国枢要の地に正米市場の設置を許可するの必要を認めたるか正米市場に関する現行省令は簡に過ぎ監督の目的を達し難きを以て之か改正案に付目下審議中

一 正米市場設置許可申請の件

目下函館、京都、横浜、名古屋、土崎、三国、伏木、鳥取、徳島、門司、以上十ヶ所より正米市場設置許可申請書を提出せるか右は省令改正後に於て相当審議を遂ぐる見込を以て目下主務課に保留しあり

一 有価証券現物市場問題に関する件

過半東京株式取引所に対し現物取引の開始を許可し目下嚴重に監視中なるか右は現物市場問題の根本的解決迄過渡的に認めたるものにして本問題に關しては追て充分なる研究を遂げ根本的の解決を与ふる要あるものなり

一 有価証券現物市場設置許可申請の件

東京市在住米山利之助外十五名より有価証券現物市場を東京に設置したき旨の申請書を提出したるか右は前記の問題と関連する事項なるか不取敢書類調査中なり

一 取引所売買物件追加に関する件

イ、広島米取引所より株式を売買物件中に追加の件申請

ロ、神戸米穀株式取引所より雑穀、小麦粉、大豆、油粕を売買物件中に追加の件申請

ハ、東京米穀商品取引所よりモスリンを売買物件中に追加の件申請
右等は孰れも調査中なり

一 取引所発起認可申請の件

本件に關し左の申請書提出あり目下調査中

イ、名古屋商品取引所設立発起認可申請の件

ロ、久留米米麦取引所設立発起認可申請の件

ハ、大分米穀取引所設立発起認可申請の件

一 取引所増資に関する件

イ、下関米取引所より十万円を三十万円に増加の件

ロ、熊本米穀取引所より十万円を二十万円に増加の件

ハ、名古屋米穀取引所より七十万円を百五十万円に増加の件

ニ、酒田米穀取引所より十一万円を二十万円に増加の件

右各申請書提出あり目下主務課に於て調査中

一 保険業法改正の件

現行保険兵法は明治三十三年の制定に係り明治四十五年多少の修正を加へられたるも尚ほ不備の廉不尠を以て之か改正の要を認め大正六年來調査に著手し第四十回帝國議會に提案の見込なりしも保険業法は単に監督的規定に止まらず会社の組織及權義に関する特別の規定も含み近く改正提案の破産法の規定と調和を要する事項の存するを以て右破産法確定の後に譲るの適當なるを認め一旦其の提案を見合はせ更に調査を続行しつつあり

一 保險会社発起認可申請の件

発起認可申請中の保險会社数の處理經過左の如し

(一) 生命六社

四社、調査中

二社、書類訂正方照会中 (書類完備の曉は認可する事に内議決定済)

(二) 損害十社

七社、照会中 (書類完備の曉認可することに内議決定済のものは一社)

計十六社

三社調査中

一 事業免許申請の件

保險事業免許申請中の会社数及其處理經過左の如し

(一) 既設内国会社の県管免許申請

五社 (悉く損害保險) 免許案上達中

照会中 四社

(二) 既開業外國会社の兼管免許申請

三社 (悉く損害保險) 調査中 一社

照会中 二社

計 八社

一 火災保險料率の調節に関する件

協定料率の改定方を下命したる所其の一部に付ては改定の上既に実行に著手したるを以て其の經過を監視すると共に未成案の部分に付ては速成方督励中なり

一 機械研究所設置に関する件

我機械工業は之を欧米先進諸国の斯業に比し著しき遜色あり其の原因種々ありと雖も技術の幼稚なる事之れか主因たり故に機械研究所を設置して基礎的材料たる銑鉄、鍊鉄、鋼鉄及各種合金の使用法に付試験研究を遂げ当業者を指導するは最も緊要の事項と認め大正八年度概算に於て之れか経費を要求せり

一 労働保險調査に関する件

時局以來本邦の工業は異常の發達を為せるに一面に於ては從業者の衛生状態に就ては誠に憂慮すべきものあり工場法に於ける工業主の扶助は充分なりと云ふを得ず共済組合の制度は合理的基礎に依るもの少な

く又簡易生命保険の制度は本邦職工に対し充分救済の実を挙ぐることはす更に他日恐慌の襲来は失業問題を惹起せざるを保し難し依て労働保険の必要頗る緊切なるを認め之に関する各般の調査を為さんか為め大正八年度概算に於て之か経費を要求せり

一 陶磁器試験所設置に関する件

陶磁器は我国固有工業品にして製品の改良宜しきを得は海外に於ける發展の余地頗る多し而して之か改良には科学的と工芸的との二方面在り科学的方面は既に工業試験所窯業部の研鑽に依り近時漸く面目を改めたりと雖工芸的改良に関しては遺憾の点尠しとせず依て現在の京都市立陶磁器試験場の事業を政府の経営に移し之を拡張完備し以て工芸的試験研究を遂行し斯業の發達を促成せむとす

一 度量衡及規格統一調査に関する件

度量衡及工業品規格の統一に関しては時局の進展は一日も之を忽にすへからざるに至り曩に第四十回帝國議會に於ても軍需工業動員法可決の際度量衡に関しては速に統一の方針を以て之か調査の必要あり又工業品の規格も同法の実施に伴ひ統一の基準を定むるの必要あり依て一定の諮問機関を設け慎重なる調査審議を為さしめんとす

山林局

一 木炭の需給調節に関する件

木炭は其の用途広汎にして主として国民生活上の日常必需品なるを以て之か配給を円満にし其価格の平準を害せざらしむるは寔に緊要なり然るに昨年八月以降其価格急激に昂騰したるを以て之か原因を調査し

たるに主として需要の増加生産費の騰貴及運輸の円滑ならざるに由るを認めたり是を以て府県に命じて木炭の需給關係を調査せしめ四月開催の府県林務主任官會議に際し充分の打合を了したるか本年の需給季節切迫し来りたるを以て八月以降本局技術官五名を木炭主産地に派遣し其生産並取引の状況を精査せしむると共に地方長官に対し之か需給の円満に努力すへき様通牒を發し各府県に於ては目下夫々之か施設中に属す然るに炭価は本年一月より稍下落し来りたるも八月中旬より著しく昂騰し来り昨年冬季に比し稍高値となり今後尚騰貴の趨勢なるに固有林に於ては大正七年度に於て木炭約六百五十万貫の生産を為すへき予定なりしも物価騰貴の影響を受け予定生産量減退し約五百万貫に止まるの己むを得ざるに至り而も木炭の需要は益旺盛にして到底民間の生産のみに待つ能はざるか故に之か補充の為新に相当経費の増額を要求し固有林に於て予定通り鋭意製炭生産額の増加を図ると共に原料材の私下を増加すること、せり尚今後に於て各地方実査の結果を俟ちて之か調節上施設する所あらんとす

一 林産物増殖奨励に関する件

民有林野の造林は由来伐採に伴はず殊に時局以来林産物の需要激増し其価格昂騰せる為所在濫伐の弊を生し造林は寧ろ減退の傾向ありて漸次林木減少し已に之か供給不足を告ぐるものあるのみならず森林を荒廢して治水其他国土保安上危害を醸生せんとするものあり然るに其原因は苗木の供給不足に原因するもの甚だ多し是を以て樹苗の増殖を図るの必要あり又竹林は我国の特産品にして其用途甚だ広汎なるのみならず海外輸出品として頗る重要な關係を有す然るに其生産累年減少し已に之か供給不足を告げ竹工業其他の打撃少ならず其原因する所主と

して竹林面積の減少及之か取扱の不完全なるに在るを以て之か増殖を図り其栽培方法の改良を促かす必要あり次に元來林業の進歩は他の産業に比し其發達甚た幼稚にして之か改善を促進し林産の増殖を図るは焦眉の急に属すと雖未だ農會、試験場の如き機関だに有せざるは甚た遺憾とす然れとも全国又は府県を区域とし林業関係者の任意に組織する山林会の存在するもの多少ありて僅に存在を維持し居れるも之か成績甚た可なるを以て之を公法人の組織に改めしめ其事業を作興し林業の進歩を図らんとす是等諸種の事項に対しては従來力説勸奨に努めたるも其目的を達すること困難なるを以て夫々國庫より補助金を交付し之を貫徹するの必要を認め八年度予算に計上したり

一 北海道森林移管に関する件

森林の経営は本來一般の産業行政と相俟ち農商務省之を主管し鞏固なる基礎の下に百年の長計を樹てざるへからざる所に属す従來北海道森林を内務省の主管に属せしめたるは単に一時の權宜に出たるに過ぎず然るに今や一般内地森林と離れて特別の取扱を為すの事由全然消滅したるのみならず本道森林経営の現状は国土保安上及施業上憂慮に堪えざるものあるを以て速に之を農商務省主管に復帰し統一的経営の大本を樹て長久の国策を確立せざる可らざるを信し北海道国有林を農商務省に移管し一般林政も亦本省の所管に統一する為昨年初めて表面より交渉を為したるも未だ之か決定を見るに至らず今尚之か調査中に在り

一 林区署現業員共済組合の組織に関する件

国有林野事業に常時従事する雇員以下の現業員は其數已に五千二百五十人に達し而も逐年事業の拡張發展に伴ひ益此等従業者の向上安定を

企図するの必要緊切なるを以て其相互救済を目的とするの要あるを認め之か調査に着手し成按を得たるを以て其財源として組合員の掛金と政府の補助金とを以て之に充つること、なし政府補助金は組合員総給料の百分の二と定め大正八年度歳出概算書を提出したり

一 小笠原島存廢區別及管理に関する件

小笠原島所在国有林野は従來東京府知事に委任管理せしめたるも本年五月該知事より近く林野の存廢区分調査を施行致度旨を以て之か調査官派遣の要求と同時に右調査結了の上は管理委任解除せられ度旨申請あり依て曩に局員を派し調査せしむる所あり目下審議中に属せり之か結了後は委任解除の上直接当省に於て小林区署を設置し管理の見込なりとす

鉱山局

一 燃料研究所設置に関する件

石炭の性質利用及節約方法を研究し以て其の經濟的使用を図るは天然資源の保存に必要なものみならず一般工業の生産費を通減せしめ産業の發展に資する所極めて大なり従て欧米諸國に於ては夙に反覆之か研究を施行し其の効果の見るべきもの亦尠からず然るに我國に於て従來之に関する研究機關を有せざるは洵に遺憾とする所なり殊に近時一般工業の發展に伴ひ石炭の需要亦激増を見るに至れるを以て斯種研究機關を設置し以て石炭使用に関し必要な事項を研究するは國家經濟上喫緊の事項なりと認め之に要する経費を八年度予算に請求せり

一 製鉄業奨励に関する件

大正五年五月製鉄業調査会設置せられ製鉄業に関する朝野の有識者二十一名其の委員となりて製鉄業の奨励及製鉄自給策に付調査する所あり農商務大臣の諮問事項に対し夫々答申を為したる後右調査会は大正五年十二月廃止せられたるか政府は其の答申の趣旨に基き民間製鉄会社の情願等を参酌して製鉄業奨励法案を定め第三十九帝國議会の協賛を経て大正六年九月より之を施行しつつあり而して我国に於ける製鉄業は時局の影響に因る鉄価の昂騰と政府の奨励方針とに刺撃せらるること著しきものありて大小製鉄工場の簇出を見るに至りたるか今後は等諸工場の維持発達を図り更に進んで完全なる自給計画を樹立するに就ては原料の取得製鉄技術事業経営の方法並に關稅率の改定其の他の保護奨励施設に關し研究を要すべき事項少からざるを以て目下引き続き鋭意之に關する調査を行ひつゝあり

一 水脈調査に關する件

本邦に於ける水脈の調査は刻下の急務とする所にして其の分布及多寡並鑿井の適否水質の良否を判定し水脈の涵養未耕地地域の開墾既耕地に於ける用水都市の給水及温泉の保護開發等に資するは最も緊要の事項と認む依て五ヶ年を期し本調査を遂行せんとす

一 水産會法制定に關する件

現行水産組合制度は漁業法中之か大綱を定められ其の細目に付ては重要物産同業組合法を準用するに止まる從て水産業に付全国を系統的に統一するの機關を欠如するを以て斯業の發展上遺憾なからず依て現行水産組合制度を廢して農會制度に倣ひ単行法を以て水産會法を制

定せられたしとの希望は衆議院に於ても亦請願を以て之を要望し來れり然れとも元來現行水産組合制度は種々の沿革を存するを以て之に代ふるに水産會制度を以てすへきや否やは慎重の考究を要するに付尚目下調査中に屬す

一 水産教育振興に關する件

水産教育の振興に關しては予て衆議院よりの建議あり本邦に於ける右機關の充實を図り以て帝國の重要産業たる水産業の開發進歩を誘導せんか為政府に於て相當の施設を為さんことを望めり水産教育に關しては政府は從來相當の施設を怠らざりしも尚時局の進展と時運の趨勢とを顧みるときは一層之を充實振興するの必要あるを認むるを以て財政事情の容す限り本建議の趣旨を採択すへきものとし目下閣議提出の手續中

一 日露漁業協約の改訂に關する件

日露漁業協約は大正八年九月を以て満期となるへきに付曩に之か改訂準備の爲特に專任の職員を設け爾來鋭意其の調査を行ひつつありしか時局の進展に伴ひ廟議の決定急なるを要するものあるを認め本年八月省議決定の上其の成案を外務省に送致し目下同省に於て調査中に屬すと雖本件は改訂期目前睫の間に迫れるを以て速に改訂を実現し一層漁業權を確保するの要あるものと認む

一 水産養殖奨励に關する件

我邦水産養殖業の進歩尚未た振はざる所以のものは種苗の供給餌料の研究に於て甚しく欠くる所あり又海産水族の養殖方法に付不明の点少

なからさるとに依り是等に関し調査研究を為すと共に優良種苗の養成配布を為し湖沼浅海及内湾に於ける広大なる水面の利用を全からしめ以て斯業の振興を図らんとす

一 遠洋漁業の奨励に関する件

遠洋漁業奨励法に改正を加へ四月一日より実施し前年度より十一万八千余円を増加して二十六万九千余円と為りたる予算を以て堅牢にして航洋に適する小型漁船の建造特殊の構造設備を有する特殊漁船の建造及特殊の遠洋漁業に対し一定率の補助金を下付し以て其の發達を奨励することとし各府県当業者の出願中適當なるものを選抜して補助金下付の指令を交付しつつあり

一 漁港修築奨励に関する件

漁港の修築は公共的事業にして且多額の経費を要し到底一地方の資力のみを以て能く之を遂行し能はざるか故に国費を以て之を助成するの要あるを認め大正七年度予算に於て本奨励費二十八万八千円（内補助費七年度分二十七万円）を要求したり大正七年度以降補助漁港と決定せるものは下の六港なりとす福島県小名浜、千葉県白浜、静岡県伊東、新潟県能生、宮崎県油津、三重県波切

一 海洋調査の実施に関する件

吾国を圍繞する海洋の調査は水産業の開發上最も緊切の事業なるを以て大正七年度より組織的の調査を開始することとし經常部に於て金参万四千余円、臨時部に於て金拾万九千余円の予算を計上し已に専用海洋調査船一隻（百六十五噸）の新造に著手したり又所屬船雲鷹丸、速

鳥丸、隼丸等を使用し尚各府県水産試験場、灯台等とも連絡して本調査を実施しつつあり

臨時米穀管理部

一 外国米管理に関する件

大正七年四月外国米管理開始以来政府の管理に属したる外国米総計約三百三十万石にして内約二百七十万石は輸入を了し其の大部分は売渡とす残部約六十万石の大部分は今月及来月中に著荷の予定なり外国米管理に関する補給金は二百九十八万七千五百円を要する予定にして内四百二十万圓は既に予備金支出を得て指定商に対し支払中に属し其の余は指定商よりの請求に応じ経費要求を為す都合なり

一 朝鮮米及台湾米の管理に関する件

指定商鈴木商店に命じて買入れしめたる朝鮮米は約十二万石にして大部分は東京府及大阪市に引渡を了し目下の残荷約三万石とす、台湾米に付ては曩に指定商三井物産株式会社に命じて約八万袋の買入を為さしめ目下東京に約四万袋神戸に約二万袋台湾約五千袋の残荷を有す朝鮮米及台湾米に付ては補給金を要せざる見込なり

一 支那米の輸入に関する件

支那米の輸入に關しては目下外務省より支那政府に交渉中にして支那政府が輸出特許を為すに於ては其の価格を考慮し指定商をして五十万石迄の輸入を為さしむる都合なり

一 外国米の新規買付に関する件

今年の米作は目下の処豊作の見込確実なるも新米喰込、消費増大等よりの事情より推し明年度に於ても約四百万石の外米の輸入を為すの必要あり然して其の全部を外国米新穀より買入ることは困難なるへきを以て産地現存の外国古米の内より約五十万石の買付を為すの方針を定め之か経費關係に付目下大蔵省と交渉中なり

一 内地米管理に関する件

大正七年八月内地米管理開始以來穀類収用令の補償金額を定め一面全国に於ける米価の決定に最も有力なる市場に相当数量の米を蒐集し是等の市場に於ける米価の低落を図ると共に全国をして之に順応せしめんか為東京に九名、京都に二名、大阪に一名、神戸に八名の商人を指定し第一期計画として東京約二十五万石、大阪、神戸及京都合計二十五万石総計約五十万石の内地米を買付せしむることとし一方蒐集せる買付米は収用の場合に於ける補償金額に於て之か売出しを行はしめつつあり

第一期計画に伴ふ補給金は約四百万円の予定にして内差当り補給を要するもの二百十万九千余円は目下予備金の支出を仰きつつあり尚今後第二期以後の計画を為すの必要ある場合に於ては必要に於ては其の経費予算の要求を為さむとす

一 水産物輸出振興に関する件

内地、樺太、朝鮮に於ける鱈、鯨、鯖、秋刀魚、鰯の生産状況、南米、北米、支那、南洋に於ける水産物販路、実地調査及世界に於ける魚介類需要供給状況に関する調査は完了し目下水産物輸出に対する障害事

臨時産業調査局第一部

由、漁獲物処理方法、各国主要市場に於ける魚価、濠州、仏領印度、南洋支那に於ける水産貿易状況等に付調査中なり尚水産物生産国の生産状況及其の施設用缶其の他製造材料、水産に関する金融、水産製造技術者養成方法等に付調査を行はむとす

一 棉花に関する調査の件

棉花に関する調査に付ては予定計画に依り内地朝鮮及台湾に於ける実地調査を完了し一方支那に於ける調査は山東、直隸、山西、江蘇、浙江、安徽の各省の調査を終了し目下湖南、江西、河南、湖北、陝西、甘肅、四川の各省の実地調査を行ひつつあり尚右調査の結了を俟て棉花供給に関する政策、支那棉花改良増殖に関する方策、棉花代用品等に関する調査を行はむとす

一 蚕糸業に関する調査の件

内地及朝鮮に於ける養蚕業生産費に関する調査支那に於ける蚕糸業に関する実地調査は既に完了し目下繭市場の改善方法、蚕糸業共同経営の普及改善方法米国生糸禁輸問題に付調査中なり尚蚕種製造及製糸業生産費、欧米各国に於ける生産消費状況及販路及生糸代用品に付調査を行はむとす

一 羊毛に関する調査の件

羊毛及細羊に関する事項に付ては既に其の調査を完了し之か方策に付実施するに至りたるを以て之に附帯する各般の調査は之を主務局に於て行ふこととせり

一 主要食糧品調査に関する調査の件

主要食糧品に関する調査は米価調節の方法に既に調査を完了し其の成案を報告し目下米の生産費に付調査中なり尚主要食糧品の需給、配給、価格、貯蔵、加工及各国に於ける政策等に関する調査を行はむとす

臨時産業調査局第二部

一 鉄及石炭の調査に関する件

鉄及石炭の供給に関しては運賃其他経済上の關係に鑑み之を東洋及南洋方面に求むるの最も有利捷徑なるを認め先づ我国と密接の關係を有し且つ其埋蔵量無限なりと称せらるゝ支那及西伯利等に於ける此等の鉱物を調査し以て其供給を潤沢ならしめんことを期せり依て支那及露領沿海州の一部に於ては已に其の調査を了し其の他の地域及南洋に亘りても調査の歩を進めんとす又亜鉛及鉛鉱に付ても緬甸、仏領印度及支那に於て其の調査を行はむとす

臨時産業調査局第三部

一 化学工業の関する調査の件

時局の影響に依り發展せる化学工業中主要なるものに就きて其の生産、技術並生産費を調査し戦後に於ける之れか維持發展の策を講せんとし既に調査を完了したるものに製燐、海藻、塩化加里、重クローム酸加里、苦汁の諸工業あり是等の調査は今後も引続き遂行せんことを期す又化学工業發展上必要なる施設として大阪工業試験所、臨時窒素研究所、及燃料研究所設置の必要を認め之れか調査をなし前二者は本年度に於て其の実現を見、後者は来年度の予算に計上するに至りたり其の

他炭価調節に関する調査をなし又化学工業の一般の状態に関する調査に就ては略ほ終了し之れか完成の上は印刷に附し当業者の参考に資せんとす燐寸、珪瑯鉄器、硝子製品の輸出検査に關しても各種の調査を遂げ既に之れか実施を見るに至りたり

一 機械工業に関する調査の件

工作機械、信管、鑄物工場等に関する調査を完了し又我邦機械工業の現状に鑑み根本的研究を遂ぐるの必要を認め機械研究所設置に關する調査を遂げ又工業用材料並機械類の形状寸法等の統一に關する調査を為し何れも来年度に於て之れか実行を期し之れに要する経費を予算に計上するに至りたり時局の機械工業に及ぼしたる影響に就ては精細なる調査を終り一般に参考に資する為め印刷に附したり其の他工業金融、原料問題に就ては常に之れか調査を怠らざる所にして今後も引続き必要なる調査を遂行せんことを期す

一 其の他の工業に関する調査の件

玩具、刷子、鈕釦、セルロイド、綿縮、綿ネル、鉛筆、麻真田、莫大小等に関する調査を完結し輸出上粗濫の弊に陥り易き品種に対しては検査に關する規定に付調査を遂げ既に検査の実施を見るに至りたるものに刷子、莫大小、麻真田等あり今後も引続き是等の調査を遂行し各種工業に亘り必要なる施設に關し攻究する所あらんことを期す関稅改正問題に就ては化学工業及機械工業と關連して隨時必要なる調査を為し居れり

臨時産業調査局第四部

一 東洋貿易に関する調査の件

支那に於ける各国の利権競争、関税改修、幣制改革、印度カウンスル
ビル問題、日印為替決済資金問題、西比利亜、山東省に関する調査等
に就ては既に其調査を完了し今後引続き東洋貿易に必要な調査を
遂行せんことを期す哈再實に日本商品陳列館を設置する件に關しては
既に其の実行を見るに至りたり

一 南洋貿易に関する調査の件

南洋に於ける有望なる企業、南洋諸邦国勢、華僑銀行、南洋関係の輸
出入品等に関する調査は既に完結し一般に公表するを便宜となすもの
に就ては之を印刷に附し関係の向へ配付せり、新嘉坡に日本商品陳列
館を設置する件は別項哈再實の分と共に既に其の実現を見たり、其の
他原料、金融問題に關しては既に其の調査を進め近く其の完結を告げ
んとす

一 亜米利加貿易に関する調査の件

米國戰時財政及經濟施設等に関する調査は既に完結し対米貿易の状況
及貿易促進上執るべき施設等に関しても必要な調査を遂げたり日米
兩國の密接なる關係に鑑み益々之か連結を鞏固ならしむるため日本人
を中心とする商業會議所設置の必要を認め之に關する調査を遂げ其の
実行に要する経費を來年度予算に計上の手續を了せり

一 欧州貿易に関する調査の件

欧州諸國に於ける戰時經濟施設戰後準備に關する施設等に関しては部
分的に調査を完了したるもの現に調査しつつあるもの鮮からず又欧州

諸國及其の殖民地の輸出入禁止又は制限に對する緩和手段及対応策に
就ては一方永久的方策に付調査すると共に隨時臨機の措置に付調査を
遂行しつつあり

戰時保險局

一 再保險料率引下に関する件

戰局の推移に伴ひ逸潜航艇の跳梁に由る被害漸く減退したるを以て
外國海上保險市場に於ては戰時保險料率低減の傾向を生ずるに至り航
路に依りては是等外國市場率に對比し政府料率の高率なるべきものあ
るを以て政府も亦之か対応上幾分保險料率を引下くるの必要あるや否
やに付目下考究中なり

一 外國小包郵便の再保險に関する件

外國小包郵便物に付ては近時同郵便物の劇増船腹欠乏の結果其の積載
船名を知ること困難なるのみならず其の航路も亦不明なる場合尠から
ざるを以て再保險料徴収上困難なる事情あり又郵便当局に於ても被保
險者等より船名航路等に付承合せらるゝ煩累ある趣なるを以て目下是
等取扱上の不便を除く為簡易なる方法に付考究中なり

一 戰時海上再保險收入及支出に関する件

大正六年九月二十日戰時海上再保險法施行以來本年九月二十日に至る
一ヶ年間に於て

再保險金額

三、五一五、九二〇、〇〇〇円

收入再保險料

三一、二三〇、〇〇〇円

一ヶ月平均收入再保險料

二、六〇〇、〇〇〇円

なり而して此期間に於て戦争に因る損害にして再保険金支払の事由発生したりと認むるの日本船舶二隻（船体及積荷）及外国船舶十三隻（積荷）にして其の金額約六、六八四、一八八円其の内支払を了した

るもの三〇三、五四一円其の未だ再保険金支払請求に至らざるもの及請求書審査中に属するもの約六、三八〇、六四七円あり

一 戦時海上保険補償法に関する件

大正三年九月十二日戦時海上保険補償法実施以降大正六年九月二十日に至る契約したる元受保険高は

保険契約件数 五二二、二二一件 内積荷 五二一、一二二件

船舶 一、〇九〇件

保険金額 四、六一一、〇〇〇、〇〇〇円 内積荷四、〇八〇、〇〇〇、〇〇〇円

船舶 五三一、〇〇〇、〇〇〇円

収入保険料 二二、五〇〇、〇〇〇円 内積荷 一四、三〇〇、〇〇〇円

船舶 八、二〇〇、〇〇〇円

にして右契約に付生したる

損害金額 三四、八七五、四七八円 内積荷 二三、五九九、四八七円

船舶 一一、二七六、〇〇〇円

なり此損害に付政府の補償を要すへき金額二七、九〇〇、三八九円の内〔積荷一八、八七九、五八九円〕を算せり

船舶 九、〇二〇、八〇〇円

而して政府の補償すへき金額中補償金の交付を了したるもの二五、九六〇、五四一円内〔積荷一六、九三九、七四一円〕にして補償未済のものは

一、九三九、八四八円とす

特許局

の、大部分に付ては既に処分済又は其の処分方針決定しあるものにして尚僅かに決定せざるものあるのみなり

一 工業所有権戦時法の実施

工業所有権戦時法実施（大正六年九月十五日）の結果敵国人所有の特許発明の専用免許事件今日迄に約五百件の申請を受理し其の重なるも

一 産業権法の制定、特許法、意匠法、商標法及実用新案法の改正
特許法、意匠法、商標法及実用新案法の改正は第三十七回及第四十回

帝国議会に於て議員より改正案の提出あり然るに右は何れも一部分の改正に過ぎず而も政府は全般に亘る改正に付其の必要を認め調査の上可成早き機会に於て之を議会に提出せむことを約し依て総て改正案に對しては延期の意味に於て反對し來りたる次第なるを以て爾來調査研究を重ね併せて現時の經濟状態に徹し輸入特許、輸出特許及企業特許

制度創設の必要をも認め此等を併せて産業權法案を編成し本年三月地方長官、商業會議所、学会等に対し先づ単に特許法外三法律改正に関する意見を徴し次て更に調査の上産業權法案に付て本年九月地方長官、商業會議所、学会等に意見を徴し目下可成早き機会に於て議会に提出することに努めつ、あり

大正八年度歳出概算

大正八年度当省所管歳出概算要求額は

經常部	九、六四〇、二二八円
臨時部	三六、五五八、四八六円
合計	四六、一九八、七一四円

區別	八年度概算額	七年度概算額	比較の差増
經常部	九、六四〇、二二八円	八、〇一三、三七〇	一、六二七、八五八
臨時部	三六、五五八、四八六	二七、九九六、九一六	八、五六一、五七〇
計	四六、一九八、七一四	三六、〇〇九、二八六	一〇、一八九、四二八

なり右の内新規要求に係るもの及前年度予算に比し増減を要する事項は左の如し

増加の部			
一 商工局分割の為要する経費		二二、二七〇円	
一 統計事務改善に関する経費		一八、〇八一円	
一 狩猟法施行に関する経費		六二、九五二円	
一 米及其の代用物の加工利用並農産物の			
營養価値の試験に関する経費		四三、九六〇円	
一 陶磁器試験所設置に関する経費		二八九、四七五円	
一 園芸試験場設置に関する経費			八三、五六八円
一 茶業試験場設置に関する経費			一三六、八三七円
一 農産物市場奨励に関する経費			七三、三四〇円
一 農用機械貸与自作農扶植奨励に関する経費			一四九、九八〇円
一 主要食糧農産物改良増殖奨励に関する経費			三四二、二七九円
一 開墾助成法施行に関する経費			七二、三五〇円
一 労働局設置に関する経費			八四、五六七円

一 燃料研究所設置に関する経費	九〇〇、一二九円	一 国有林標柱改設及増設に関する経費	六六、三一六円
一 機械研究所設置に関する経費	七一九、六三六円	一 斫伐作業に関する経費の増加	六二六、二五六円
一 水産養殖事業奨励に関する経費	一四六、六七九円	一 林区署現業員共済組合補給に関する経費	一一、〇八三円
一 製鉄所原料鉱山購入費	一、七〇〇、〇〇〇円	一 依頼分析に関する経費	二七、九一〇円
一 農家経済調査に関する経費	一〇、八四〇円	一 水産講習所事業拡張に関する経費	一一五、二四九円
一 産業統計調査に関する経費	九、一九四円	一 生糸検査件数増加に伴ひ要する経費	四一、四九六円
一 度量衡及規格統一調査に関する経費	一五、七七四円	一 畜産試験場経費の増加	五〇、〇九六円
一 労働保険調査に関する経費	二二、二九三円	一 畜産試験場書記増員に関する経費	二、〇五〇円
一 工業用原料調査に関する経費	五一、五一〇円	一 大阪工業試験所経費の増加	一一六、五二六円
一 水脈調査に関する経費	二六、五二九円	一 府県工業試験場講習所及	
一 工業所有権専用免許調査及監督に関する経費	二〇、九一四円	輸出絹織物検査費補助の増加	二九、〇四一円
一 蚕の生理試験に関する経費	七〇、二三三円	一 獣疫血清製造費の増加	五、四〇八円
一 植物検査及病虫害調査に関する経費	一一、九八九円	一 実業練習生補助費の増加	三四、二二〇円
一 小笠原島小林区署設置に関する経費	二九、二三九円	一 遠洋漁業奨励費の増加	一一、二四七円
一 在米日本人商業会議所設立に関する経費	七〇、〇〇〇円	一 農業倉庫建設費補助の増加	一〇〇、〇〇〇円
一 畜産増殖奨励に関する経費	七一、三〇六円	一 染料及火薬爆薬原料製造奨励金の増加	三一〇、三八〇円
一 取引所及正米市場監督に要する経費	二六、三三三円	一 蚕糸業同業組合中央会補助	二〇、〇〇〇円
一 工芸展覧会に関する経費	二九、三四〇円	一 府県連合共進会に関する経費	二、四二三円
一 林業奨励に関する経費	一四七、二五〇円	一 漁港修築奨励に関する経費の増加	九一、〇〇〇円
一 産業講演会に関する経費	二、四二〇円	一 緬羊飼育奨励に関する経費の増加	六九三、〇二三円
一 工場監督に関する経費の増加	八、〇〇〇円	一 漁業組合事業改良奨励費の増加	三八、四〇〇円
一 地質調査に関する経費の増加	三五、七七八円	一 国有林野特別経営に関する経費の増加	三八三、二五八円
一 輸出水産物検査監督に関する経費	四、三八〇円	一 治水事業に関する継続費の追加	三六、三一〇円
一 商標審査事務増加の為要する経費	六、一二〇円	一 獣疫予防に関する経費の増加	三、一二〇円
一 保護区増設及官吏補充に関する経費	一〇七、〇〇〇円	一 臚舘獣保護に関する経費の増加	二九、七五五円

一 工場衛生標本及図表調製に関する経費 一一、六〇〇円
 一 特許局庁舎改築費 二九八、九〇〇円

一 東京工業試験所移転に関する経費 七六八、五〇二円
 一 大阪工業試験所官舎新営費 七四、五〇〇円

一 畜産試験場用土地其他買収費 一九、八四五円
 一 機械購入費 一五、三五〇円

一 船舶修繕及附属艇設備費 一〇九、九四七円
 一 新営及修繕に関する経費 二三三、三五五円

一 規定継続費年割額及 予算外契約に関する経費の増加 一、六五九、三四〇円

一 勅任技師設置に関する経費 一、四三〇円
 一 俸給平均額改定の為要する経費 六四、六六〇円

一 要求済に係る経費月割差増 一一二、九三六円
 合計 一一、八三九、四七九円

減少の部
 一 前三ヶ年実費平均額に基づく経費の減少 四、三九四円
 一 予算外契約に関する経費の減少 三〇、〇〇〇円

一 前年度限りの費途の減少 一、六一五、六五七円
 合計 一、六五〇、〇五一円

大正八年度臨時事件費概算
 大正八年度に於ける臨時事件予備費概算要求額は左記十四件にして右

は何れも大正七年度に於て既に臨時事件予備費の支出を仰きたる事項

なり

一 臨時産業調査局費 三三三、八九〇円
 一 対敵取引取締費 一六、六〇七円

一 戦時保険局費 五〇、二五一円
 一 臨時鉞業事務費 五八、三五〇円

一 重要輸出品検査費 一〇三、九三二円
 一 臨時米穀管理部費 三四、九七五円

一 物品購買費其他補足 一、八二〇、六二〇円
 一 奏任官臨時手当 一一一、〇〇〇円

一 判任官以下臨時手当 八〇二、四六六円
 一 内国旅費補足 一〇〇、三七〇円

一 外国旅費臨時増給 四七、六七二円
 一 食卓料其他臨時増給 二、六六四円

一 戦時海上再保険金 二六、八七二、三二二円
 一 外米売買指定商人補給金 一九、六二五、〇〇〇円

合計 四九、九七〇、一〇九円

● 38 届書 (立憲同志会退会届)

届書
 自分儀本会退会仕度此段及御届候也

大正二年 月 日 仲小路廉

立憲同志会創立委員長 公爵桂太郎殿

● 39 (政党に関する意見書、同志会退会理由)

*付箋「此の分は御読ありたるまゝ、を浄書致したるものに有之候」

予か新政党に干与して以来党に冷淡なりとの故を以て種々の批難を爲す者あるも予は却て党に係累を及ぼさんことを思ひ未だ曾て一言の弁明をなさず而かも予の心事を疑ふ者あるに至ては遂に一言の辞なかるへからず予は所信に向て驀進すること水火尚且之を辞せず而かも其心に信せざる事柄に対しては仮令如何なる圧迫を蒙るも到底其意志を枉くるを得ざるなり予は胸中深く左の如くに信せり

イ、貴衆両院議員を一同となし一政党を組織するは帝国憲法上甚た穩かならず、元來政党なるものは其本質的の団体にして組織的の機關を具へ実行の意志を有するものなりとの意義よりすれば其最も重んずべきものは党議にして苟も黨員たるものは絶対的に党議に服従するを本則とす所謂除外例と称するもの、如きは例外の例外に属すべきものにして確實なる党の意義よりすれば全く意義をなさず

ロ、我帝國憲法は其第三十三條に於て帝國議會は貴衆兩院を以て成立すべきものなることを明にし以て公議の衡平を期せんことを欲し尙其紛更の弊なからしめんか爲め其第三十六條に於て何人も同時に兩議院の議員たることを得ざる旨を規定し以て兩院各々其獨立の權能を完ふし以て兩院制度の妙用を全からしめんことを期せり。ハ、黨員たるべきものは其議決方法の如何に拘はらず一旦議決せられたる黨議には服従せざるへからず然らざれば党としての紀律節制なし若し紀律節制を缺けは既に党としての存立なし、今仮りに衆

議院に於て絶対過半数を有する一党あり貴族院に於ても亦其党に黨籍を置く者の過半数なりとせん而して此貴衆兩院議員を一堂に集め黨議を以て或る問題を議決したりとせん而して苟も黨員たるものは黨議に服従すべきものなりとせば其結果は如何兩院の名は存するも其実は一党の黨議に依りて天下の事定まると云ふへく兩院存立の理由那処くに「か」を挿入し 在る

二、更に衆議院に於ける絶対多数は二百名を要するとし貴族院に於ける絶対多数は百五十名にて可なりとせん而して或る党は二百名の衆議院議員を有し又百五十名の貴族院議員を有したりとせん而して黨議は多数決に依りて議決すとの通則に従ひたりとせん此場合に於て衆議院議員は一致の意見を有したりとせん百五十名は固より多数なる二百名の意見に服従せざるへからず即ち貴族院は絶対に衆議院の議に服従せざるへからざること、なるへし是れ果て憲法上二院制度を採用したる主旨に適合したるものなるか此上多くを言ふ必要なかるへし

ホ、故に兩院議員を一堂に打ち混し時事問題に対して其議決に従はしめんとするは我憲法上決して其制度の真義に適へるものに非ず、何処迄も分界は之を明瞭にし仮りに紛更の弊なからしめんことを期せざる可からず是れ全く憲法を尊重する所以なり、

以上の所説は往年之を唱道したりし所にして今に於て其確信變る所なし予か新政党に干与するや其始めに當て此確信の下に一定の意見述べ相抵触せざる範圍に於て事に従はんことを期したるのみならず來事あるに方ては常に此意見を持して今日に至れり予は当初政黨創立の事務に従事することは敢て此主張と抵觸するものに非ざることを信し且創立事務了へ結党に際しては宜しく其分界を明瞭ならしめは以て事

足れりと思惟したりしも爾來實際上の状況に依りて之を将来に推すに往々にして其分界明瞭ならず強て之を支〔支〕を「主」に修正〕持せんとすれば事極めて姑息に亘り竟には延て世の疑惑を誘起するの起因となるに至る、断然之か明瞭なる分界を立つるに非されは自他の紛更を醸し党務を妨ぐるの虞あり是れ予か此際其行動を明にし以て疑惑を惹くに由なからしめんとする所以なり。

● 78 (在支帝国臣民の保護を求める意見書)

〔封筒表〕

麻布広尾町二

仲小路廉閣下

〔封筒裏〕

松岡康毅

〔本文〕

凡そ国家は条約国臣民の自国領土内に在る者に対し生命財産名誉營業旅行等の権利を保護をするの義務を有し若し之等の権利を保護し能はざるに於ては該臣民所属国は自国の力を以て保護し得るは国際法上当然の権利なり

今や支那各地に於ける帝国臣民は生命財産名誉營業旅行等の権利殆んど一も支那政府より保護せられず而も帝国政府は毫も是等の保護を為すことをせず危険状態に於て少も臨機適當の処置を採らざるは自から国際法上の権利を抛棄し自国臣民の権利侵害を傍観するものなり帝国

の外交何等無能無責任なる

先に日支交渉中出兵せるの大失態と同しく今日如斯帝国臣民の権利侵害さるゝに至つて臨機応急の手段に訴へざるは亦大なる失態たらずんはあらず支那政府既に彼の地所在の我臣民を保護し能はざるに於て或は自ら適當の処置を採り自国臣民を保護するは帝国当然の権利にして何れの第三国も此間何等の言議を挟むを得ず

曩日独逸の一言教師支那に於て惨殺せらるるや独帝はハインリッヒ親王をして軍艦を率ひて支那に向はしめ大砲一發膠州湾を占領せるに非らずや何ぞ彼の神速にして我の遅鈍なる一言教師の惨殺尚然り況んや帝国臣民幾万千或は死傷し或は名誉財産等の権利を侵害せらる其損害実に測り知る可らざるものあるに於ておや

敢て帝国政府の責任を問はざるを得ざると同時に在支帝国臣民の時々刻々侵害されつつある権利を瞬時も速に最も有力有効に保護し安心を可憐なる帝国臣民に与へん事を要求せざるを得ざるなり

● 136 (太平洋航路引継關係)

〔封筒表〕

中小路廉殿

親展

〔封筒裏〕

九月二十九日

浅野総一郎

東京市麹町区有楽町一丁目一番地

●136—1 (パシフィックメール会社船航路継承に付船繰及荷客取調報告送付)

拝啓

昨日は久々にて拝顔万事御懇話拝聴を得候段奉謝候其節申上候パシフィックメール会社船航路継承に付船繰及荷客取調致候結果別紙之通り相成候へは先づ荷客の輸送をも為し得べく又多少国旗の名譽にも相成可申与と愚考仕候明朝重て参礼仕候心組に御座候間御心付の廉々己人の御資格を以て御指教被成下度平素の御懇情に甘へ恐縮に御座候得共御礼旁重て御願申上度如此御座候敬具

中小路廉殿

浅野総一郎

●136—2 御願(太平洋汽船航路引継ぎのため、臨時処置願)

御願

今回太平洋汽船会社其所有汽船モンゴリア外五隻(総屯數五万四千余屯)太平洋運送汽船会社へ売却し我社との連絡航路を引上ぐとの通知(去八月十三日付を以て)シカゴ行汽車中にて受取りたるに付直に紐育へ罷越し同会社へ確めたる所全く右の通太平洋航路を引上ぐることに決定せしに付東洋汽船に於て従來の通三鉄道との連絡を継承し荷客運搬に差支なき様準備相成度との談示有之候弊社に於ては之を引受くることに協定致候

此に於て弊社は如何なる船舶を以て荷客運搬を全ふするを得へきかを

熟考せしも現今大戦乱の爲め船舶払底の場合に於て他に船舶を得る見込無之に付桑港荷客に対して先づ所有船天洋丸型三隻と日本丸、波斯丸と都合五隻を以て之に充つることとしたるも尚ほ客数に對する而已にても約三千人内外の不足を生し候依て他に一二隻該航路に適當なる船舶(速力十四節以上にて一万屯内外のもの)を得んと苦心したるも見当不申候に付不得已弊社が従來南米航路に使用する安洋丸を充用し且又南米航路船紀洋丸靜洋丸を往復共寄港せしむることとし之か定期出帆表を編成したるに別表の如く約二週間毎に双方を出帆するを得へき成案を得稍々荷客運送を全ふする見込相立候

南米航路は大戦乱のため全体荷客減少致候上墨国は内乱のため「マナーニヨ」は棧橋も焼払はれて繋船する能はず従て同所へは寄港をも見合はせ居候場合に於て此航路に安洋丸の如き飛脚船兼用の大型船を使用するは経営上誠に不得策に御座候間旁以て以上の如く船繰致候

之を要するに桑港航路には前記の通り定期船六隻を以て之に充て尚ほ荷物運搬専用として別表の通り更に二隻の備船を爲し更に大阪商船と交渉の結果同社よりも二隻の船を入れて之に従事せしめ又南米航路安洋丸の代船として更に一隻の備船をなし之を補充すれば従來太平洋汽船会社の運搬せし荷客を弊社一手にて遺憾なく運搬し得る次第に候現今欧州大戦の爲め船舶払底し太平洋の船舶は之を太平洋に移す場合に於て航海事業は大に變動を來たし居候間以上案出候外に他に船繰の方法無之願ふに六十余年来経営し來りたる太平洋汽船会社其航路を廢するに至りしは欧州の大戦争と巴拿馬運河開通の影響とに本つくと云へ怪有の出来事に有之弊社が今を去る九年前天洋丸の如き大型船を建造し莫大の補助金下付を受け居候事も畢竟太平洋航権を我邦船舶に於

て掌握する機あるべきを察したるに本つく次第に有之候今や逸すへからざる好機到来致候間此機に乘し太平洋上の幹線航路とも云ふべき桑港と東洋との航権を旭日旗掲揚船に収攬するは独り弊社の為而已ならず実に国家の急要と存候間何卒特別の御詮議を以て至急別表定期船発著表に本つく船線戦乱平定まで臨時の処置として御認可被成下度定期船発著表及荷客取調表相添此段奉願候也

大正四年九月

東洋汽船株式会社

社長 浅野宗一郎

通信大臣箕浦勝人

● 136 | 3 南米航路船舶最小限

南米航路船舶最小限

総屯数 五千噸

速力 十二海里

製造年月十五年未滿

船種 鋼製汽船

遠洋航路補助法施行細則別表中

施行細則

別表

南米航路西岸船

船数 三隻

●136—4 (桑港線、南米線船客輸送能力調査)

桑港線船客輸送能力調査

		航海度数	一 等		二 等		三 等	
			定員数	一年間総数	定員数	一年間総数	定員数	一年間総数
東洋汽船	天洋丸	5	268	1340	73	365	648	3240
	地洋丸	4	268	1072	74	296	651	2604
	春洋丸	5	259	1295	70	350	670	3350
	日本丸	4	109	436	19	126	381	1524
	パーシャ丸	4	88	352	16	64	301	1204
	安洋丸	4	90	360	-	-	618	2472
	計	26		4855		1201		14394
大阪商船	パナマ丸	6	9	54			186	1116
	シヤトル丸	6	6	36			174	1044
	計	12		90				2160
	両者総計	38		4945		1201		16554

	一等	二等	三等	合 計		
				一等	二等	三等
米国より東洋行一年間集客総数 (自大正三年七月至大正四年六月)	4244	2063	13412			
東洋汽船及大阪商船輸送能力	4945	1201	16554			
差引き能力過剩或は不足	701	862	3102			
南米線補充	82	103	2658	783	759	5760
東洋より米国行 同上	5128	2196	14111			
東洋汽船及大阪商船輸送能力	4945	1201	16554			
差引き能力過剩或は不足	183	995	2443			
南米線補充	81	86	570	102	909	3013

一等百二名の不足は六隻の各船室を増築して之を補充し二等の不足九百九名は三等の余り三千十三名の内より之を填補する見込みなり

[注]

* 1 朱字はゴシックで記した。

南米線船客輸送能力

船名	航海度数	一 等		二 等		三 等	
		定員数	一年間総数	定員数	一年間総数	定員数	一年間総数
静洋丸	2	30	60	40	80	530	1398
紀洋丸	2	10	20	28	56	568	1136
未定備船	2	10	20	30	60	300	600
	6		100		196		3134

	一等	二等	三等	平 均		
				一等	二等	三等
東洋より南米行一年間集客総数（自大正三年七月至大正四年六月）	19	110	2564			
東洋汽船輸送能力	100	196	3134	一航海過剩		
能力過剩	81	86	570	13	14	95
南米より東洋行船客数 同上	18	93	436			
東洋汽船輸送能力	100	196	3134	一航海過剩		
能力過剩	82	103	2658	13	17	443
往復合計能力過剩（三船六航分）				163	189	3228

	船名	一ヶ年航海回数	一航海貨物 運送能力	一ヶ年貨物 輸送能力	一航海船客 輸送数	一ヶ年船客 輸送数
桑港航路 荷客船	天洋	5	8053	40265	414	2070
	地洋	5	7999	39995	402	2010
	春洋	5	7566	37830	399	1995
	日本	5	4170	20850	219	1095
	パーシャ	5	4605	23025	218	1090
	安洋	4	9994	39976	378	1512
桑港航路 貨物船	大連	4	7253	29012		
	神洋	4	8827	35308		
	巴奈馬	4	8398	33592	196	784
	シヤトル	4	8398	33592	196	784
南米 航路船	紀洋	2	3000	6000	300	600
	静洋	2	3000	6000	300	600
	盛興	2	3000	6000		
	合計		84263	351445	3022	

(一) 上記は片航海を示す

(二) 貨物輸送能力は輸送し得べき実際の屯数を云ふにあらずして上記の船客数を置ず余りの貨物に専用し得べき容積屯を表はしたるものなり

大正四年九月廿八日

備考

東洋汽船会社船腹 (一ヶ年) 一一五、一一〇噸

太平洋郵船会社船腹 (一ヶ年) 二七四、一二〇噸

右合計

但し右三五、四四五屯は上記三八九、二二〇の九割にあたる

[注]

* 1 表備考部分は縦書。

● 148 (撫順炭使用に付満鉄と打合済み、御尽力を請う)

仲小路賢台

〔封筒表〕

東京 通信省

追て長森氏の事に就ては何分とも世評好しからず甚た困居候其辺御含之上同氏へ可然御漏し被下度相願候

通信次官 仲小路廉閣下

書留 必ず親展

〔封筒裏〕

〔別紙 新聞切抜〕
郵便貯金の利用

京城

子爵 曾根副統監

〔本文〕

近來心外之御疎遠に打過万謝に候貴兄当節は議會中にて御心勞之御事奉察候当方は叙々消光罷在候間御安心被下度候扱而陳は予て申上置候

通信省が這会新たに細則を設け、郵便貯金を据付けの儘にして、勸業債券を購入し得るの利用法を創めたるは頗る称賛す可し、惟ふに此の如きは又郵便貯金を吸収せんとして打算されたる新奨励法なるも、割増の僥倖ある勸業証券が貯金吸収の囹となる可くんば何ぞ郵便貯金夫自身に割増法を設くるの効果多きを取らざる。

撫順炭使用の事当鉄道には來年度より全然之を使用する事に決着既に満鉄会社とも交渉済に有之候御安心被賜度相願候就ては貴方に於ても何卒之か使用に御尽力國家の為奉複候此事に付ては今日の場合通相より発言する事或は難かるべき歟と被察候間貴兄より御発言必要かと存候申すも愚ながら金員の儉約は勿論なれとも物質を儉約する事は我國の將來の爲めに必要欠くへからざる事と存候又別紙切抜は既に御承知の事なれとも世間に如此傾向を生し來るは人意を強くする事と窃かに悦居候此に就ては時機を御見計ひ桂藏相と御相談相成來可然存候先は用事のみ申進候早々頓首

明治四十二年二月廿一日

曾根荒助

ある。

れる情報は適宜記述に反映した。ただし、複数の文書が一つの封筒に一括されている場合は
て目録化した。また、内容から適当と思われるものについて一括番号を付したものがあ
るいは表題を与えた場合は（ ）を付した。

その旨注記した。

作 成	宛 先	数量	備 考
		26	
		25	封筒入
		5	
		1	台紙付
		1	台紙付、「於紫宸殿承明門内」とあり
		1	司法省罫紙
			封筒表、「火薬類及戎器取締法案」。内務省封筒
		1	藁蕪版
		1	内務省罫紙
三井銀行		1	13と対応
		1	内務省罫紙
		1	内務省罫紙
		2	内務省罫紙
		1	内務省罫紙
		1	内務省罫紙
		1	内務省罫紙
		1	活版、改正部分書き込みあり。
		1	
		3	
		1	
仲小路廉		1	活版
		1	地図添付
		2	
農商務省		1	活版

仲小路廉関係文書目録

凡例

本目録は、仲小路廉関係文書の全点について、調査時に付した仮番号の順に従い配列したもので番号については、封筒入の史料は、封筒に枝番号を与えず一点とし、封筒および消印等から得ら「(□□関係一括)」とし、封筒から得られる情報は親番号に記載し、各封筒内容物に枝番号を付し表題については、史料自体に表題のあるものはそれを採用し、内容を目録作成者が補った場合、作成者・宛先については、肩書き等を省略したことがある。

内容から年代が確定できる場合は()を付して記載した。封筒消印の年代を記載した場合は

番 号	表 題	年 代	
1	(名刺一括)		
2	(写真一括、海外視察その他)		
3	(アルバム一括、アメリカ・イギリス視察)		
4	(写真、山県有朋)		
5	(写真、湯川元臣)	大正 4 年11月	
6	履歴書 (仲小路廉、明治20~明治35)		
7	(封筒入一括) (火薬類及戎器取締法案関係一括)		
7	1	火薬類及戎器取締法	
7	2	火薬類及戎器取締法理由	
8	小口当座預金通帳	明治38年12月	
9	(衆議院議員臨時補欠選挙取締費増額(宮城県)一件)	明治38年 4 月25日~28日	
10	(予算・支出・残高対照表)		
11	従来毎月支給シ居タルモノ (対通信社等機密費支出先一覧)、臨時事件費中機密費中残		
12	明治三十七年度局長手控 (内務省機密費収支)	明治37年 4 月 1 日~明治38年 3 月 6 日	
13	(機密費関係一括)		
13	1	局長控 明治三十八年度収支調	明治38年 4 月~12月
13	2	臨時之部 局長手控	明治38年 9 月~12月
14	鉄道敷設法	明治41年 6 月 8 日	
15	鉄道国有ノ趣旨概要		
16	(メモ一括)		
16	1	(メモ、遠洋航路問題)	
16	2	(メモ、米価調節、生糸救済問題)	
17	遠洋航路問題に就て	大正 4 年 5 月	
18	(遠洋航路補助についての意見)		
19	(メモ、遠洋航路問題)		
20	主要穀物ノ増収及改良ニ関スル現時ノ施設及将来ノ方針	明治43年11月	

作 成	宛 先	数量	備 考
農商務省		1	活版
農商務省農務局		1	活版
仲小路廉		1	蒟蒻版
		1	
仲小路廉		1	
		1	
		1	
		1	
枢密院書記官	仲小路枢密顧問官		枢密院封筒
枢密院書記官		1	蒟蒻版、クリップ留除去
枢密院書記官長二上兵治	枢密院議長清浦圭吾	1	蒟蒻版、クリップ留除去
		1	蒟蒻版、クリップ留除去
		1	蒟蒻版、クリップ留除去
		1	
		1	後欠
		1	蒟蒻版、大正3年～7年分
子爵堀田利定	貴族院議長公爵徳川家達	1	活版。最終ページにメモあり
		1	蒟蒻版
		1	
		1	
		1	
仲小路廉	立憲同志会創立委員長 公爵桂太郎	1	控
		1	
仲小路廉	立憲同志会創立委員長 公爵桂太郎	1	控
		1	
		1	
日露協会会頭子爵 後藤新平		1	
温泉宿菊屋脩二	中小路（ママ）	1	
塩釜ホテル	上様	1	
清水商店	市原	1	
清水商店	市原	1	
清水商店	市原	1	
清水熊太郎	市原	2	綴
清水熊太郎	市原	1	

番 号	表 題	年 代
21	主要穀物ノ増収及改良ニ関スル生産調査会ノ答申	明治43年11月
22	米ニ関スル調査	大正1年9月
23	仲小路農商務大臣訓示(省員一同ニ対して)	大正6年5月26日
24	引継事項(農商務省)	(大正7年)
25	帝国農会第七回総会告辞	大正5年10月11日
26	北海道出張中歓迎会出席人名簿	大正6年9月15日～9月28日
27	日誌(北海道出張)	大正6年9月15日～9月28日
28	出張関係書類	大正6年3月5日～3月23日、4月5日～4月13日
29	(封筒入一括) (大正12年10月30日枢密院会議関係書類一括)	
29 1	(枢密院書記官通知文)	大正12年10月26日
29 2	震災ニ因リ株主名簿ヲ喪失シタル会社ノ株主総会等ニ関スル件審査報告	大正12年10月25日
29 3	大正十二年十月三十日会議議案 震災ニ因リ株主名簿ヲ喪失シタル会社ノ株主総会等ニ関スル件	
29 4	大正十二年十月三十日会議議案 日秘通商暫定取極ニ関スル公文交換ノ件	
30	(メモ、「大蔵大臣ニ問ハン」)	
31	労働組合ニ就テ	
32	日米露海軍兵力比較表	
33	綱紀肅正ニ関スル建議案	大正11年3月21日
34	五月中出勤日割(立憲同志会本部出勤日割)	(大正2年カ)
35	(名簿、徳山町ほか人名)	
36	政友会発会式に於テ伊藤総裁の演説	明治33年9月15日
37	緒言(行政整理について)	(明治45年)
38	届書(立憲同志会退会届)	大正2年
39	(政党に関する意見書、同志会退会理由)	(大正2年)
40	届書(立憲同志会退会届)	大正2年
41	(政党に関する意見書、同志会退会理由)	(大正2年)
42	故仲小路廉葬儀関係ノ件覚	(大正13年)
43	(弔辞)	大正13年1月19日
44	(領収書等一括)	
44 1	記(領収書)	明治45年1月4日
44 2	記(領収書)	大正5年8月26日
44 3	記(株式売買報告)	明治38年6月24日
44 4	記(株式売買報告)	明治38年6月24日
44 5	記(株式売買報告)	明治38年
44 6	報告書(株売買報告)	明治38年5月20日
44 7	報告書(株売買報告)	明治38年6月29日

作 成	宛 先	数量	備 考
伊豆田方郡修善寺温泉宿菊屋脩治	中小路 (ママ)	1	
川崎寛美	小林吉右衛門	1	
市原伊三郎			
清水商店	市原	1	
清水商店	市原	1	
小林吉右衛門		1	
本永常太郎	仲小路	1	
内藤次郎吉	小林吉右衛門	1	
内藤次郎吉	小林吉右衛門	1	
広目屋株式会社	仲小路家執事	1	
内藤次郎吉	小林	1	
		1	
日本酒造火災保険株式会社東京支店長横田良介	新見七之丞	1	
日本酒造火災保険株式会社東京支店長横田良介	新見七之丞	1	
日本酒造火災保険株式会社東京支店長井谷半七郎	新見七之丞	1	
日本酒造火災保険株式会社取締役社長川崎達三郎・取締役飯村丈三郎	新見七之丞	1	
日本火災保険株式会社松本哲夫	小林吉右衛門	1	
日本火災保険株式会社藤田四郎		1	
日本酒造火災保険株式会社横田良介		1	
日本火災保険株式会社東京支店土屋尽吉		1	
川崎寛美	小林吉右衛門	1	
勝男館	仲小路	1	
松清	上	1	
仙台ホテル	御上様	1	
白鷗楼	上	1	
清水熊太郎	市原	1	
清水熊太郎	市原	1	
清水熊太郎	市原	1	
清水熊太郎	市原	1	
清水熊太郎	市原	1	
清水熊太郎	市原	1	
村上芳太郎	常光	1	
		1	
		1	

番 号	表 題	年 代
44	8 御入浴中御賄日記	明治44年12月31日
44	9 証 (宅地賃借証書)	明治38年10月9日
44	10 証 (株券借用証)	明治38年8月30日
44	11 記 (株式売買報告)	明治38年6月19日
44	12 記 (株式売買報告)	明治38年7月31日
44	13 委任状	明治38年12月
44	14 領収証	11月25日
44	15 仮記 (領収書)	明治38年10月29日
44	16 (領収書)	明治38年12月31日
44	17 領収書	明治43年4月
44	18 仮記 (領収書)	明治38年11月30日
44	19 (代金書上)	
44	20 保険料領収之証	明治35年8月7日
44	21 保険料領収之証	明治36年8月7日
44	22 保険料領収之証	明治37年8月9日
44	23 保険料領収之証	明治38年8月10日
44	24 火災保険仮証券	明治40年8月8日
44	25 火災保険証券	明治40年8月9日
44	26 火災保険証券	明治34年8月9日
44	27 火災保険証券	明治39年5月28日
44	28 念証 (建物売渡に付)	明治38年10月9日
44	29 (領収書)	8月24日
44	30 (代金書上)	大正4年11月20日
44	31 証 (領収書)	大正5年8月27日
44	32 記 (領収書)	大正5年8月26日
44	33 報告書 (株売買報告)	明治38年6月25日
44	34 報告書 (株売買報告)	明治38年6月22日
44	35 報告書 (株売買報告)	明治38年6月5日
44	36 報告書 (株売買報告)	明治38年6月9日
44	37 報告書 (株売買報告)	明治38年6月5日
44	38 報告書 (株売買報告)	明治38年6月16日
44	39 証 (領収書)	明治38年10月9日
44	40 記 (家屋関係代金書上)	
44	41 (代金メモ)	

作 成	宛 先	数量	備 考
		1	
市原伊之助	仲小路八重子	1	
清水商店	市原	1	
清水熊太郎	市原	1	
清水熊太郎	市原	1	
清水熊太郎	市原	1	
小畑岩次郎	仲小路	1	
清水熊太郎	市原	1	
仙台ホテル	上様	1	
日本火災保険株式会社東京支店松本哲夫	小林吉右衛門	1	
田中舎	本永	1	
清水商店	市原	1	
清水商店	市原	1	
清水商店	市原	1	
清水商店	市原	1	
三縁亭	上	1	
勝男館	上	1	
東京府本金庫芝派出金庫・東京市芝区派出金庫	川崎寛美	1	
白鷗楼	上	1	
小林吉右衛門	日本火災保険株式会社	1	
		1	
岡田嘉作	常光	1	
川崎家執事長谷川浦太郎	小林吉右衛門	1	
岡田嘉作	常光	1	
中村豊次郎・林亀吉	小林吉右衛門	1	
中村豊次郎・林亀吉	小林吉右衛門	1	
榎本政吉	小林	1	
大田崎幸蔵	常光	1	
榎本政吉	仲小路	1	
稲葉万作	中小路 (ママ)	1	
稲葉万作	中小路 (ママ)	1	
稲葉万作	仲小路	1	
		1	
稲葉万作	中小路 (ママ)	1	
稲葉万作	仲小路	1	
稲葉万作	中小路 (ママ)	1	
政井半次郎	仲小路	1	
稲葉万作	仲小路	1	

番 号		表 題		年 代
44	42	封筒	保険事項	
44	43		約束手形	明治38年6月9日
44	44		記(株式売買報告)	明治38年8月31日
44	45		記(株式売買報告)	明治38年8月31日
44	46		報告書(株式売買報告)	明治39年2月6日
44	47		報告書(株式売買報告)	明治38年12月19日
44	48		請求書	大正4年11月25日
44	49		報告書(株式売買報告)	明治39年2月26日
44	50		記(領収書)	大正5年2月17日
44	51		保険料仮領収書	明治40年5月18日
44	52		(代金書上)	11月18日
44	53		記(株式売買報告)	明治38年5月31日
44	54		記(株式売買報告)	明治38年5月27日
44	55		記(株式売買報告)	明治38年6月6日
44	56		記(株式売買報告)	明治38年6月19日
44	57		記(領収書)	明治43年4月25日
44	58		記(領収書)	
44	59		領収証書(府税・市税領収書)	明治38年11月9日
44	60		証(領収書)	大正5年1月26日
44	61		火災保険申込書	明治39年5月19日
44	62		(計算メモ、「東洋汽船買入直段……」)	
45			御見積書(家屋修繕に付)	明治38年10月
46			仮証(領収書)	明治38年10月15日
47			高ナハ大田黒住居家根修繕	1月31日
48			契約書(借家)	明治39年12月27日
49			家屋賃借証書	明治39年12月27日
50			領収書	明治40年12月29日
51			記(領収書)	明治38年12月24日
52			領収書	明治41年11月19日
53			記(領収書)	
54			記(領収書)	6月23日
55			記(領収書)	5月29日
56			建物売買ニ付権利移転届	
57			積り書(建物)	明治42年3月22日
58			仕様書(建物)	明治42年4月3日
59			記(領収書)	4月23日
60			記(領収書)	7月23日
61			記(領収書)	5月15日

作 成	宛 先	数量	備 考
豊前屋石材店	仲小路	1	
結城屋増巻	上	1	
三縁亭	上	1	
		1	
稲葉万作	中小路（ママ）	1	
広日屋株式会社	仲小路家執事	1	
		1	
榎本政吉	仲小路邸	1	
		1	
		1	
		1	通信省野紙
		1	通信省封筒
		1	
		1	
		1	
長崎通信管理局 藪内敬之助	仲小路廉	1	封筒入
松岡康毅	仲小路廉	1	封筒入
大塚仲臣	広田嘉七郎	1	封筒入。後欠。広田嘉七郎の 名刺同封
草莽一野人	仲小路閣下	1	封筒入
東京毎日関川茂一	仲小路廉	1	
		1	
		1	電報頼信紙利用
仲小路廉		1	
		1	
		1	前欠
		1	箱入り金属製徽章
小林吉右衛門	仲小路八重子	1	封筒入
荒井泰治	仲小路廉		
藤沢幾之輔・村松亀一郎・荒井泰治	仲小路廉	1	
		1	鉛筆書。39の一部下書
下岡忠治	仲小路廉	1	枢密院封筒
読売新聞		1	
新日本編輯局	仲小路廉	1	封筒入
日出通信社 左渡史三	仲小路	1	封筒入
町田辰治	仲小路	1	封筒入
草莽一野人	仲小路廉	1	封筒入

番 号	表 題		年 代
62		記 (領収書)	7月10日
63		記 (領収書)	明治42年7月20日
64		記 (代金書上)	4月25日
65		記 (代金書上)	
66		記 (領収書)	7月24日
67		請求書	明治43年4月23日
68		土留石垣増設工事見積書・仕様書	
69		小土手築造見積書	明治41年1月13日
70		小土手脇伏込陶管下水工事見積書・仕様書	
71		小土手新設工事見積書・仕様書	
72		新築ノ記憶	
73	封筒	新築ニ関スル書類入	
74	封筒	高輪 (ママ) の家に関する証類	
75	封筒	広尾の家に関する証類	
76		(文化建設会・愛媛文化協会関係綴)	昭和21年5月30日～昭和27年1月18日
77	書簡	(「欧米近情一斑」 恵与に対する礼、「官制改正」後第一回の「官民接待会」開催)	明治44年2月17日
78		(在支帝國臣民の保護を求める意見書)	6月30日 (消印)
79	書簡	(仲小路へ売却の美術品代金三十円取立依頼)	大正3年8月9日 (消印)
80	書簡	(仲小路を賞賛する内容)	大正4年6月4日
81	葉書	(「欧米近情一斑」 寄贈への礼状)	明治44年2月9日
82		(新自由主義・古代経済的自由主義)	
83		(メモ)	
84	書簡	(益田孝宛、「不老長生秘訣」読後感)	
85		官業営ノ得失 (意見書)	
86		(東京市電灯事業への新規会社参入を主張する意見書)	
87		会員証	
88	書簡	(名義変更に伴う委任状の件)	大正13年10月31日
89	(封筒入一括)	(雑誌『人民』原稿執筆関係一括)	
89	1	書簡 (雑誌『人民』への寄稿依頼)	大正2年8月24日
	2	(原稿下書)	
90	封筒		大正2年4月23日
91		(新聞切抜、「特別議会に於ける貴族院」)	大正4年6月13日
92	書簡	(原稿依頼「第三十七議会の重大問題に就て」)	大正4年11月1日
93	書簡	(明治天皇写真歴史買上依頼)	
94	書簡	(生命保証契約依頼)	3月30日
95	書簡	(「隈賊の妄状」批判)	大正4年5月18日 (消印)

作 成	宛 先	数量	備 考
藤田栄三郎	仲小路	1	雑誌官吏公吏公友社罫紙
		1	雑誌官吏公吏公友社罫紙
菊地暁行	仲小路廉	1	
児林喬治	仲小路	1	封筒入
佐藤寛	仲小路廉		
佐藤寛	仲小路	1	
		1	
前田利為	仲小路廉	1	封筒入
佐藤寛	仲小路廉		
佐藤寛	仲小路廉	1	
		1	
郵便電信同窓会長 宍戸省三	仲小路廉	1	封筒入
西園寺公望	仲小路廉	1	封筒入
下村宏	仲小路	1	封筒入
真野巖	仲小路	1	封筒入
藤井英一	仲小路	1	封筒入
磯江泰雄		1	封筒入（裏面に「磯江潤」印刷）
磯江潤	仲小路	1	封筒入
局外民論社	仲小路		
局外民論社編輯員一同		1	活版
		1	活版、補筆あり
国分峰		1	封筒入
日本火災保険株式会社	市原伊三郎		
日本火災保険株式会社支店長 土屋尽吉	川崎寛美	1	
日本火災保険株式会社東京支店取 締役 誉田太郎	小林吉右衛門	1	
日本火災保険株式会社東京支店 川上辰太郎	小林吉右衛門代理 常光金四郎	1	
日本火災保険株式会社東京支店長 谷川老之助	川崎寛美	1	
船尾哲	仲小路廉	1	封筒入。名古屋電燈株式会社 罫紙
内田嘉吉	仲小路廉		封筒入
			裏面に「仲小路廉」の印刷
粕谷義三	仲小路廉	1	
菊池大麓	仲小路廉	1	
菊池武夫	仲小路廉	1	

番 号	表 題		年 代
96		(封筒入一括) (藤田栄三郎「卑懐」関係一括)	
96	1	書簡 (「卑懐」進呈)	
	2	「政界縦断卑懐」	
97		封筒	4月20日
98		書簡 (長男との会见願)	11月2日
99		(封筒入一括) (漢詩関係)	
99	1	書簡 (漢詩添削送付)	大正12年6月13日
99	2	(漢詩三首)	
100		書簡 (「欧米近情一斑」の礼状)	明治44年2月8日
101		(封筒入一括) (漢詩関係)	
101	1	書簡 (漢詩に対する評)	大正12年8月19日
	2	(漢詩添削)	
102		書簡 (郵便電信同窓会名誉会員に推戴の件)	大正1年10月1日
103		書簡 (招待状)	明治42年5月2日
104		書簡 (貯金局設立六周年に付挨拶)	(大正2年)7月24日
105		書簡 (貴族院各派の情勢)	大正4年5月23日
106		書簡 (御機嫌伺)	大正2年1月7日
107		履歴書 (磯江泰雄)	大正3年5月
108		書簡 (磯江泰雄引立方願)	大正3年5月14日
109		(封筒入一括) (局外民論社関係)	
109	1	書簡 (局外民論社へ援助の要請)	大正4年
109	2	局外民論発刊の趣旨概要	
110		書簡 (悔み、回想その他)	大正15年12月
111		(封筒入一括) (火災保険関係一括)	明治40年8月11日
111	1	火災保険証券	明治38年10月14日
111	2	保険料領収証	明治40年5月21日
111	3	火災保険仮証券	明治39年5月21日
111	4	火災保険仮証券	明治38年3月7日
112		書簡 (名古屋電燈社概要送り状)	大正2年11月14日
113		書簡 (別冊「国民保険論」と「国民海外発展策」一読賜りたし)	2月15日
114		封筒	
115		葉書 (「欧米近情一斑」寄贈の礼状)	明治44年2月8日
116		葉書 (「欧米近情一斑」寄贈の礼状)	明治44年2月8日
117		葉書 (書籍寄贈の礼状)	明治44年2月13日

作 成	宛 先	数量	備 考
石黒忠憲	仲小路	1	
馬屋原彰	仲小路廉	1	
中荒万次郎	仲小路廉	1	
平山成信	仲小路	1	
田中善立	仲小路宣	1	
浜口巖根	仲小路彰	1	
長森藤吉	仲小路廉	1	封筒入
岡田嘉作	常光		
大田円七	常光	1	
岡田嘉作	常光	1	
		1	後欠、86前半カ
菊地暁行		1	97内容カ
		1	
児玉尊南	仲小路廉	1	封筒入。「小野寺君持参」とあり
秋山定輔君推薦者一同	仲小路廉		
		1	活版
		1	「町田」の印あり
秋山定輔君推薦者一同		1	活版。「町田」の印あり
中村哲夫	仲小路廉	1	封筒入
		1	
	仲小路廉	1	封筒入。「御札」とあり。
立憲同志会創立事務所	仲小路廉	1	
早稲田大学政治経済学科長塩沢昌貞	仲小路廉	1	封筒入
浅野総一郎	中小路廉（ママ）		
浅野総一郎	中小路廉（ママ）	1	東洋汽船罫紙
浅野総一郎	通信大臣箕浦勝人	1	東洋汽船罫紙
		1	東洋汽船罫紙
		1	
山尾重春	仲小路廉		
山尾重春	仲小路廉	1	
		1	
児玉尊南	仲小路廉	1	
通信局長	通信次官	1	封筒入。通信省封筒。
長森藤吉	仲小路廉		
長森藤吉	仲小路	1	
		1	

番 号		表 題	年 代
118		葉書 (書籍寄贈の礼状)	明治44年2月7日
119		葉書 (書冊寄贈の礼状)	明治44年2月7日
120		葉書 (「欧米近情一斑」 恵投の礼状)	明治44年2月
121		葉書 (礼状)	明治44年3月8日
122		葉書 (出欠)	大正14年1月18日 (消印)
123		葉書 (雑誌送付の礼状)	大正14年7月5日 (消印)
124		書簡 (盛岡出局以来景況)	3月15日
125		(封筒入一括) (「御見積書」)	
125	1	御住居修理見積書	明治38年11月4日
125	2	御屋敷御住居修繕見積書	
126		(東京市内電燈会社許否方針に付意見書)	
127		書簡 (広告文原稿指示依頼)	4月21日
128		封筒 「広尾の図面入」	
129		書簡 (青年保守党员、小野寺義隆の紹介)	10日
130		(封筒入一括) (秋山定輔立候補関係一括)	大正4年2月21日
130	1	承諾書 (衆議院議員選挙で秋山定輔に投票することを承諾する)	大正4年
130	2	名刺 (衆議院議員候補者・法学士 秋山定輔)	
130	3	推薦文 (秋山定輔を衆議院議員に推薦)	
131		書簡 (仲小路入閣の節は命令を請う)	(大正3年) 4月2日
132		名刺 (三縁亭代理 長谷川栄次郎)	
133		名刺 (貴族院議員 下郷伝平)	明治44年2月7日 (消印)
134		封筒	大正2年5月1日 (消印)
135		書簡 (早稲田大学政治経済学科第三学年課程の「擬国会」への臨席願)	3月3日
136		(封筒入一括) (太平洋航路引継関係)	9月29日
136	1	書簡 (パシフィックメール会社船航路継承に付船繰及客取調報告送付)	
136	2	「御願」(太平洋気船航路引継ぎのため、臨時処置願)	大正4年9月
136	3	南米航路船舶最小限	
136	4	(桑港線、南米線船客輸送能力調査)	大正4年9月28日
137		(封筒入一括) (仲小路廉批判書簡)	大正4年2月19日
137	1	書簡 (時事新報掲載記事および仲小路の政党論批判)	
137	2	書簡 (仲小路批判)	
138		書簡 (加藤真吉処遇依頼)	大正4年5月2日 (消印)
139		(長崎発電信の内容通知)	
140		(封筒入一括) (長森藤吉後援者関係)	
140	1	書簡 (後援者名簿送付に付)	3月8日
140	2	(後援者名簿)	

作 成	宛 先	数量	備 考
中山福蔵	仲小路	1	封筒入
民声社細井肇	仲小路廉	1	封筒入。「政治及社会記者北条君持参」とあり。
堤定■	仲小路	1	封筒入
日下義雄	仲小路廉	1	
公爵伊藤博邦	仲小路	1	封筒入。宮内省用封筒
細野哲夫	仲小路廉		
		1	
		1	
		1	
		1	活版
西園寺公望	仲小路	1	封筒入
曾禰荒助	仲小路廉	1	封筒入。統監府用封筒
西園寺公望	仲小路廉	1	封筒入
■■■生	仲小路廉	1	封筒入。仲小路のコメントあり
平山午今	仲小路廉	1	封筒入
鍋島直彬	仲小路廉	1	封筒入
寺内正毅	仲小路廉	1	封筒入。代筆
寺内正毅	仲小路廉	1	封筒入
松方巖	仲小路廉	1	封筒入
西郷寅太郎	仲小路廉	1	封筒入
まさ子	仲小路令夫人	1	
伊藤政之助	仲小路彰	1	
勲八等長谷川兵次ほか6名		1	
		2	農商務省用
			仲小路廉
堤備子		1	仲小路廉の思い出を記したもの
		1	「内外法律ニ関スル事項」と印刷。164目次カ
仲小路廉		1	活版
仲小路廉		1	活版
		1	活版
東京控訴院検事兼司法省参事官 仲小路廉		1	活版
長森、仲小路、馬場、香取		1	活版、切抜
鶴軒		1	活版、切抜

番 号	表 題		年 代
141	書簡	(面会希望)	大正4年8月5日
142	書簡	(記者北条為之助を中沢臨川先生に紹介ありたし)	
143	書簡	(長森氏の希望につき原氏の意見)	大正4年3月12日
144	葉書	(「欧米近情一斑」拜受礼状)	(明治44年)2月11日
145	書簡	(通信事業図解送付礼状)	2月8日
146	(封筒入一括)	(高木堂姓名判断関係)	大正12年4月4日
146	1	書簡 (高木堂の姓名学判断による予言書送付)	
146	2	加藤首相の運命	大正12年4月1日
146	3	仲小路廉姓名鑑定書	大正12年4月3日
146	4	高木堂の事業と要旨	
147	書簡	(御帰朝後御来宅留守欠礼、静養中)	明治43年12月29日
148	書簡	(撫順炭使用に付満鉄と打合済み、御尽力を請う)	明治42年2月21日
149	書簡	(美菓御恵投感謝、御礼の品送付)	明治42年2月22日
150		大正ノ真意義	大正4年2月28日
151	書簡	(水戸市より立候補、推薦の御高話を請う)	3月16日
152	書簡	(欧米視察談話筆記御恵贈礼状)	明治44年2月7日
153	書簡	(「欧米近情一斑」送付礼状)	明治44年2月6日
154	書簡	(病気見舞感謝、快復)	明治45年2月29日
155	書簡	(欧米視察報告書送付礼状)	明治44年2月8日
156	書簡	(「欧米近情一斑」送付礼状)	明治44年2月6日
157	書簡	(主人退院、転地養療予定、御見舞感謝)	10月24日
158	書簡	(御宅訪問、御高話・おもてなし感謝)	9月2日
159		(天皇陛下崩御哀悼奉呈状)	明治45年7月30日
160	封筒		
161	封筒		
162		私の思ひ出の記	
163		目録 (一司法官之心得、二犯罪者之性情、他)	
164		(仲小路廉執筆関係綴一括)	
164	1	刑罰ノ本領 (E.W. コックス著の訳)	明治33年5月
164	2	ロード、チャールス、ラッセルノ伝 (コックス著の訳)	明治33年6月
164	3	監獄ノ目的	
164	4	(欧米視察報告演説)	
164	5	遣外法官首相に送るの書	
164	6	隨感隨筆	

作 成	宛 先	数量	備 考
霽軒		1	活版、切抜
霽軒		1	活版、切抜
霽軒		1	活版、切抜
		1	表紙のみ。164の表紙カ
ウキードフェルド		1	意見書断簡。
		1	仲小路廉
		1	農商務省用
		1	内務省用
		1	
		1	
		1	農商務省用
			「三井分」とあり。
東京市電気局		2	
大日本雄弁会主幹野間清治		1	
判事登用試験委員長南部覺男ほか 14名	仲小路喜久三	1	
賞勲局総裁大給恒	仲小路廉		
賞勲局			
賞勲局総裁児玉秀雄	仲小路廉	1	
賞勲局総裁正親町実正	仲小路廉	1	
賞勲局総裁正親町実正	仲小路廉	1	

番 号		表 題	年 代
164	7	随感随筆（三、敢て刑法の改正を主張する論者の為に一言）	
164	8	随感随筆（四、読伊藤侯之演説）	
164	9	随感随筆（五、嗚呼司法官増俸問題）	
165		霽軒叢書 硯滴集	
166		「種ノ方策ハ独リ其实行ノ困難ナラサルノミナラス……」	大正2年3月7日
167		封筒	
168		封筒	
169		封筒	
170		（敷地見取図）	
171		（出費メモ）	
172		封筒	
173		封筒	
174		紀元二千六百年奉祝祝典記念バス一區乗車券	昭和15年
175		推頌状（景仰すべき人物に当選）	大正12年1月1日
176		判事登用試験及第証	明治20年12月5日
177	1	明治三十七八年従軍記章之証	明治39年4月1日
177	2	明治三十七八年従軍記章ヲ受ケタル者届出心得	明治39年4月1日
178		第一回国勢調査記念章之証	大正10年7月1日
179		韓国併合記念章之証	大正1年8月1日
180		大礼記念章之証	大正4年11月10日